

糸魚川市

立地適正化計画

平成 31 年 3 月 策定
令和 2 年 2 月 変更

糸魚川市

目 次

序 章 立地適正化計画とは

| | |
|-----------------|------|
| 1 将来のまちの姿（イメージ） | 序－ 1 |
| 2 立地適正化計画とは | 序－ 2 |
| 3 立地適正化計画の位置付け | 序－ 3 |
| 4 立地適正化計画の計画期間 | 序－ 5 |
| 5 上位・関連計画 | 序－ 6 |

第1章 糸魚川市の現状及び課題

| | |
|---------------------|------|
| 1 都市の概況 | 1－ 1 |
| 2 現状把握 | 1－ 5 |
| 3 本計画で取り組むべき課題の絞り込み | 1－33 |
| 4 本計画で取り組むべき課題の検証 | 1－34 |

第2章 立地適正化計画の基本方針

| | |
|-----------------------|------|
| 1 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 | 2－ 1 |
| 2 立地適正化計画の基本方針 | 2－ 2 |
| 3 立地適正化計画区域の設定 | 2－ 3 |

第3章 誘導施設の設定

| | |
|-----------|------|
| 1 誘導施設の設定 | 3－ 1 |
|-----------|------|

第4章 誘導区域の設定

| | |
|-----------|------|
| 1 誘導区域の設定 | 4－ 1 |
|-----------|------|

第5章 誘導施策の設定

| | |
|-----------------------------------|------|
| 1 都市機能誘導施策の設定 | 5－ 1 |
| 2 居住誘導施策の設定 | 5－ 4 |
| 3 「低未利用土地権利設定等促進計画」及び「立地誘導促進施設協定」 | 5－ 6 |

第6章 誘導区域外・誘導施設の届出制度

| | |
|-------------------|------|
| 1 誘導区域外・誘導施設の届出制度 | 6－ 1 |
|-------------------|------|

第7章 目標値の設定

- 1 若者・子育て世代の人口に関する目標 7- 1
- 2 人口密度に関する目標 7- 3
- 3 公共交通利用に関する目標 7- 4

第8章 期待される効果

- 1 目標達成による効果 8- 1

第9章 施策の達成状況の評価方法

- 1 計画の評価と見直し 9- 1

[参考]

- 1 用語の解説 参- 1

本文中の※印がついている語句については、[参考]1用語の解説を参照下さい。

序章 立地適正化計画とは

1 将来のまちの姿（イメージ）

各種関連計画と連携を図りながら、立地適正化計画に基づき計画的なまちづくりを進め、将来、このようなまちの姿（イメージ）の実現を目指します。



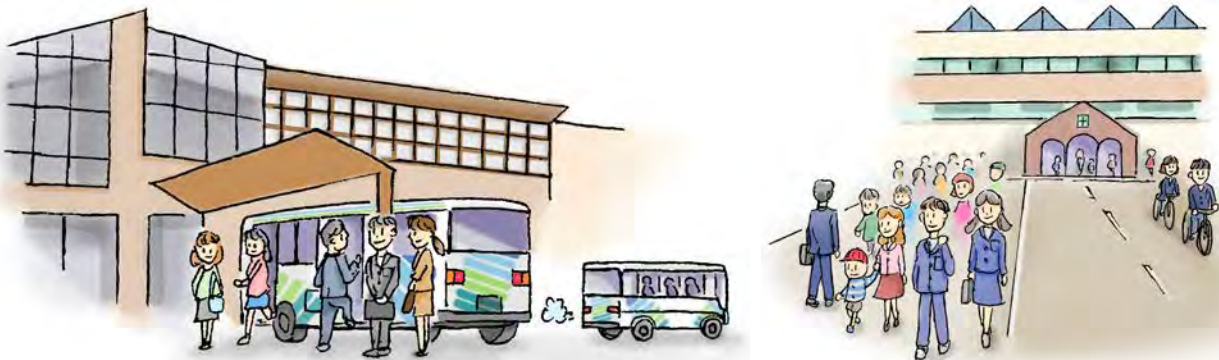
快適な居住環境の中で、若者・子育て世代をはじめとするあらゆる世代が暮らしています。



まちなかには、図書館や子育て支援施設などの様々な施設が集まり、便利な生活を送っています。



空き家が有効活用され、まちなかににぎわいが生まれています。



鉄道・バスによる公共交通ネットワークが充実し、通勤・通学・買い物等、色々な所へのアクセスが便利になっています。

序 章 立地適正化計画とは

2 立地適正化計画とは

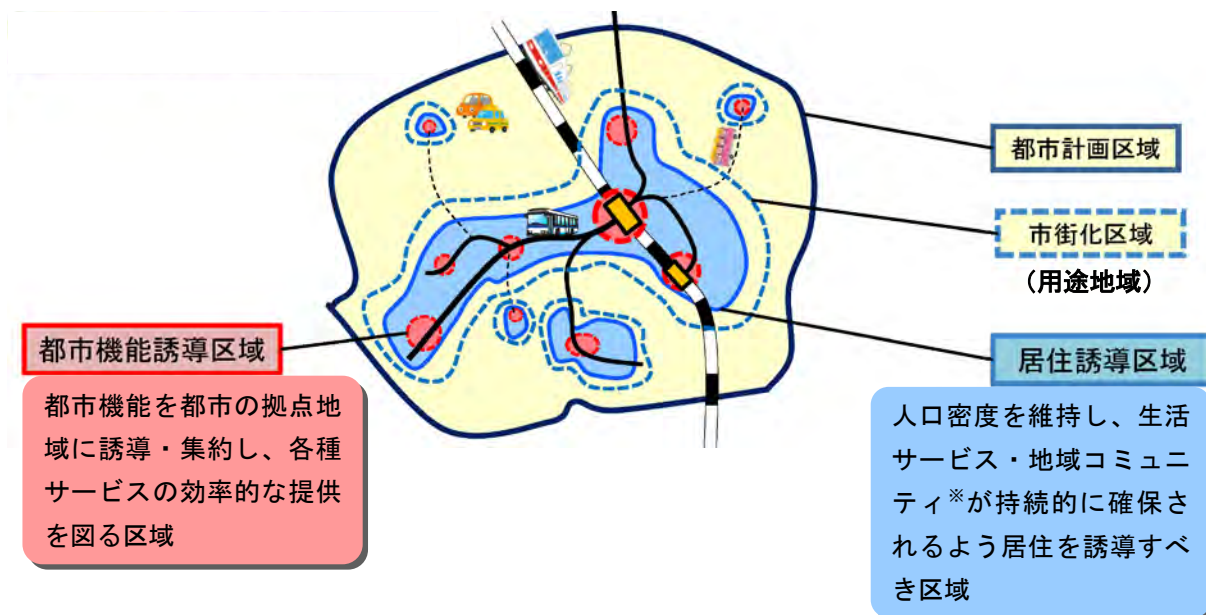
わが国では、今後加速度的に人口減少が進むなか、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供や、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、国はコンパクトな都市構造の形成に取り組むため、平成 26 年に都市再生特別措置法（以下、法という。）を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。

立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能^{*}の配置、公共交通の確保等、様々なまちづくりを進めていくための包括的なマスタープランです。

本市においても、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

本市ならではの都市構造を将来的に維持し、これを支えるネットワークを構築することで、地域の持続と自立を可能とするために、糸魚川市立地適正化計画を策定します。



資料：立地適正化計画作成の手引き（平成 30 年 4 月 25 日改訂） 注：区域の概要説明を加筆

図 立地適正化計画のイメージ

3 立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。（法第 81 条第 12・13 項）

立地適正化計画の記載事項は以下のとおりです。法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。（法第 82 条）

なお、市町村は都市機能誘導区域と誘導施設等（うち、市町村及び特定非営利活動法人等が実施するもの）を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することにより、都市再生整備計画（法第 47 条第 1 項）の提出があったものとみなされます。

表. 立地適正化計画の記載事項

| | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>記載することとされている項目 (法第 81 条 第 2 項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ◆居住誘導区域 ◆居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策 ◆都市機能誘導区域 ◆都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設 ◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策 ◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等 |
| <p>上記以外に記載できる項目 (法第 81 条 第 3～11 項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業で、市町村以外の者が実施する事業（あらかじめ実施者の同意が必要） ◇駐車場配置適正化区域（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要） ◇路外駐車場配置等基準（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要） ◇集約駐車施設の位置及び規模（あらかじめ都道府県公安委員会及び都道府県知事に協議が必要） ◇立地誘導促進施設に関する事項 ◇低未利用土地利用等指針 ◇低未利用土地権利設定等促進事業 ◇跡地等管理区域 ◇跡地等管理指針 |

序 章 立地適正化計画とは

立地適正化計画については、以下のとおり新潟県が策定する「糸魚川都市計画区域マスタープラン」、本市が策定する「第2次糸魚川市総合計画」などに即するとともに、各分野の計画と連携した計画として位置づけます。

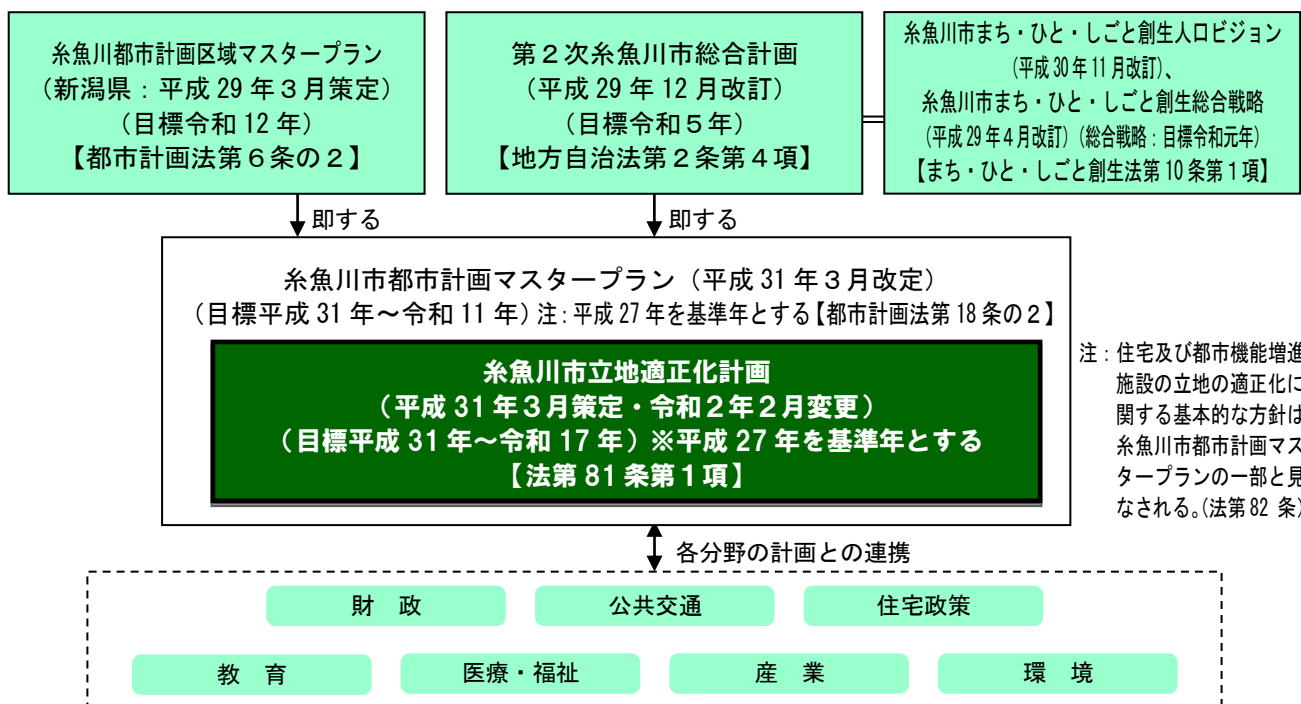


図 糸魚川市立地適正化計画の位置付け

4 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針*では、立地適正化計画について、「一つの将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」としています。（第8版都市計画運用指針、国土交通省）

都市計画運用指針の考え方を踏まえ、糸魚川市立地適正化計画の計画期間は、おおむね 20 年後の令和 17 年を目標年次とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

序 章 立地適正化計画とは

5 上位・関連計画

5-1 糸魚川都市計画区域マスタープラン【平成29年3月：新潟県策定】

立地適正化計画を含む糸魚川市都市計画マスタープランの上位計画となる糸魚川都市計画区域マスタープランでは、以下のとおり「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めています。

(1) 都市計画の目標

□ 都市計画区域の都市づくりの目標 □

地域の状況を踏まえ、都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 都市機能^{*}の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 特徴的な自然環境の保全と活用
- 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

(2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域は区域区分を定めない。

本都市計画区域は、これまで区域区分を定めておらず、かつ今後著しい人口増加などに伴う市街地拡大の可能性が低い。このため、区域区分を行う必要性が低いことから区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

□ 市街地の土地利用の方針／基本方針 □

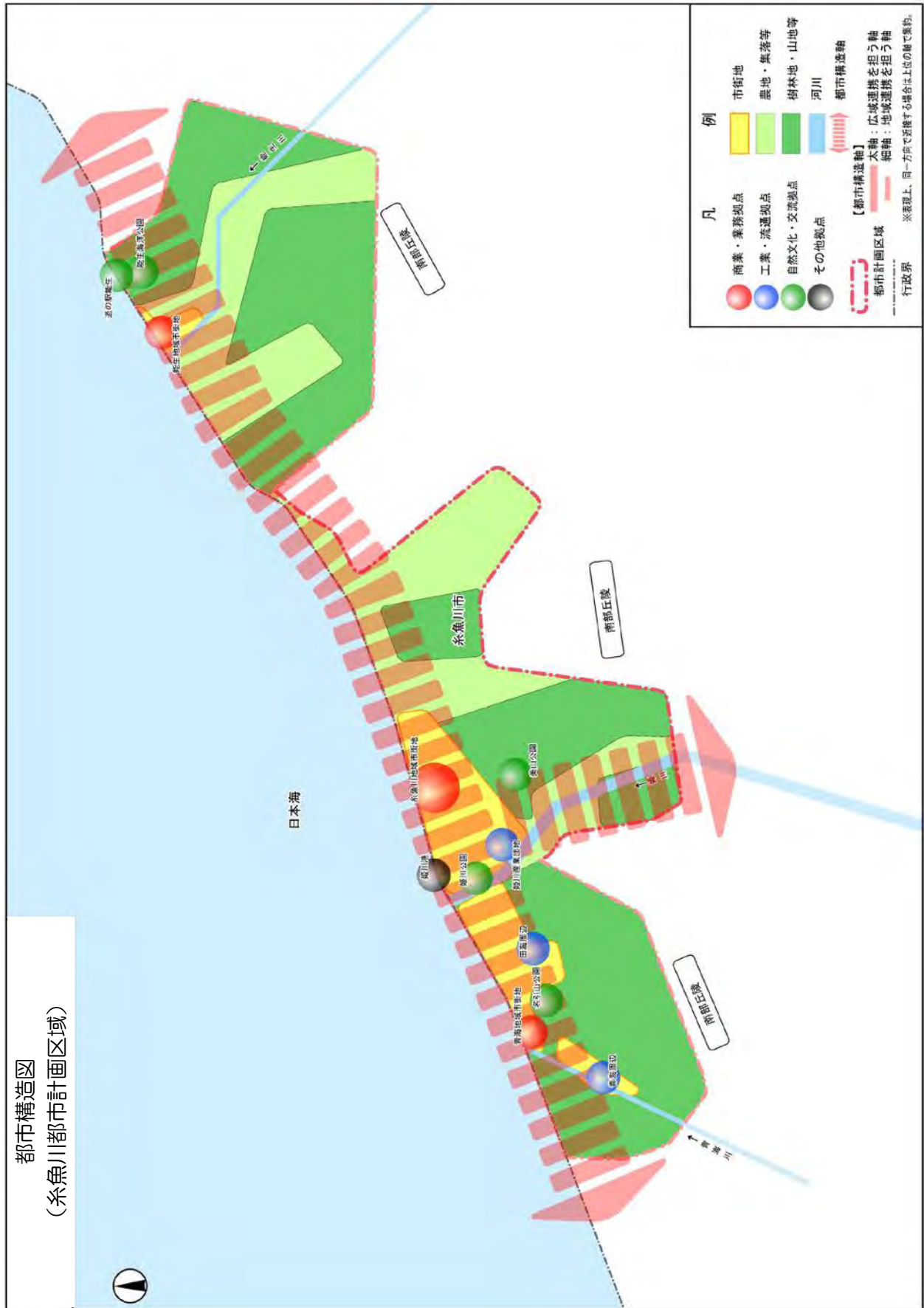
本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

□ 白地地域の土地利用の方針／基本方針 □

白地地域（用途地域の指定のない地域）では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

- 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する
- 良好な集落環境の維持及び形成を図る
- 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る



資料：糸魚川都市計画区域マスタープラン

図 都市構造図 (糸魚川都市計画区域)

序 章 立地適正化計画とは

5-2 第2次糸魚川市総合計画【平成29年12月：糸魚川市改訂】

本市は、平成28年12月に、合併10年間を総括し、その後の社会経済環境の変化や本市が抱える課題に的確に対応するとともに、魅力あふれる30年先も持続可能なまちづくりに向けた、今後7年間の行政運営の基本指針として、「第2次糸魚川市総合計画」を策定しました。その後、平成28年12月に発生した駅北大火の教訓を踏まえた安全・安心なまちづくり、被災地域を含めた中心市街地の早期再生に向けた基本方針を定めることとして、平成29年12月に改訂を行っています。総合計画では、「基本構想」及び「基本計画」について定めています。

(1) まちづくりの目標

□ 目標とする都市像 □

みどり
翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

(都市像に込めた想い)

私たちが住むこの地域は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を生かし、地域の文化を育みながら“ひと”、“もの”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

地域の資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠の交流都市」を目指します。

(2) 30年先も持続可能なまちづくりに向けて

本市の人口は、昭和30年には既に減少を始めており、以来減少の一途をたどっています。

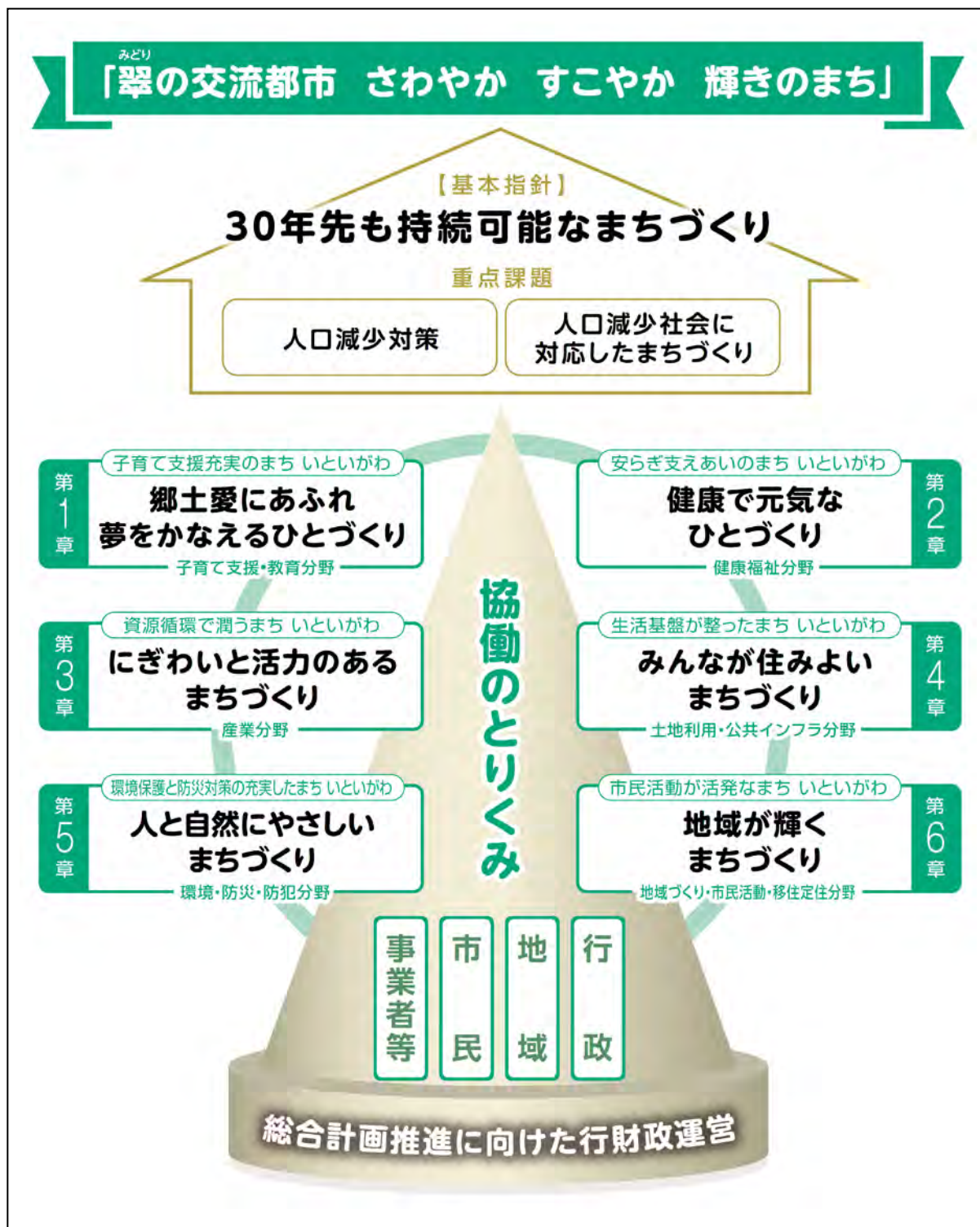
昭和30年の国勢調査人口は77,878人でしたが、平成27年調査で44,162人となり、33,716人、43.3%の減少となっています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活において実感するのは困難ですが、地域経済の規模縮小や生活基盤の悪化は徐々に進行し、将来的には市民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがあります。

持続可能なまちづくりを進めていくため、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働の取組を基本に、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を第2次糸魚川市総合計画の重点課題として取り組む必要があります。

- 人口減少対策の推進
- 人口減少社会に対応したまちづくり

(3) 施策の大綱



資料：第2次糸魚川市総合計画

序 章 立地適正化計画とは

5-3 糸魚川市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン、総合戦略

本市は、平成 27 年 10 月に、人口の現状と将来の展望を提示する「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、今後 5 年間で戦略的に取り組む人口減少対策事業を盛り込んだ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、平成 30 年 3 月に、国立社会保障・人口問題研究所から「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことを受け、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を平成 30 年 11 月に改訂を行っています。また、市民や事業者などとの協働の取り組みを推進するため、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 29 年 4 月に改訂を行っています。

(1) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン【平成 30 年 11 月：糸魚川市改訂】

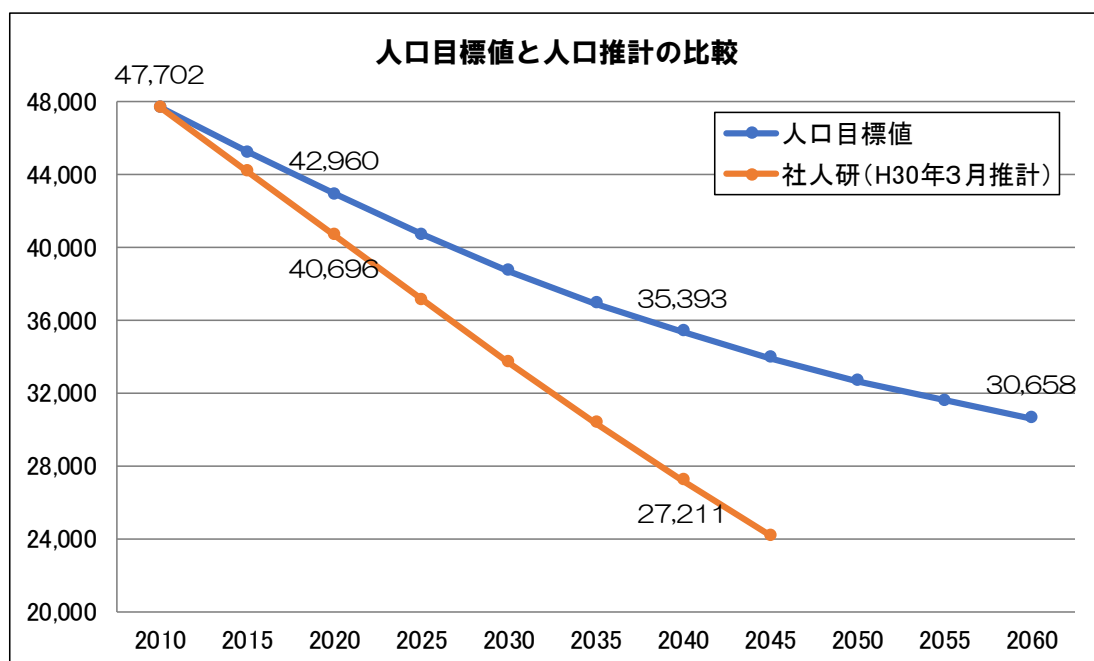
□ 人口減少対策の方向性／5つの基本的視点 □

- 移住の促進 ～求める人財（ひと）獲得を目指して～
- Uターンの促進 ～ふるさと回帰に向けて～
- 定住の促進 ～住み続けたいまちを目指して～
- 出生数の増加と健康寿命の延伸 ～みんな元気なまちづくりに向けて～
- 交流人口の拡大 ～魅力と活気あふれるまちに向けて～

□ 当市人口の将来展望 □

| 将来人口推計 | 令和 2 年 | 令和 22 年 | 令和 42 年 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 人口目標値 | 42,960 人 | 35,393 人 | 30,658 人 |
| 社人研（H30 年 3 月推計） | 40,696 人 | 27,211 人 | — |

注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 30 年 11 月）』に基づき作成。



注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 30 年 11 月）』に基づき作成。

図 目標値による将来推計人口比較

序 章 立地適正化計画とは

(2) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【平成29年4月：糸魚川市改訂】

□ 総合戦略の基本目標 □

- I (か) 稼げる資源循環のまちづくり
- II (ち) 地域を担う人財が集うまちづくり
- III (ゆ) 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり
- IV (く) 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり

□ “^か勝ち^ゆ行く” まちに向けた戦略のポイント □

- I 稼げる資源循環のまちづくり
 - ・なりわいパートナー創出事業
 - ・水産資源活用産学官連携推進事業
 - ・ビジネスチャレンジ支援事業
 - ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
 - ・北アルプス日本海広域観光連携事業
 - ・海と山の魅力アップ推進事業
 - ・ジオパーク広域連携体験教育旅行誘致事業
- II 地域を担う人財が集うまちづくり
 - ・糸魚川ジオパーク匠の里創生事業
 - ・シティプロモーション推進事業
 - ・Uターン修学資金返済支援事業
 - ・Uターン促進賃貸住宅家賃補助事業
 - ・子ども一貫教育推進事業
 - ・魅力ある高校づくり支援事業
- III 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり
 - ・縁結びハッピーコーディネート事業
 - ・妊娠アシスト事業
 - ・子ども医療費助成事業
 - ・保育料軽減事業
 - ・子ども誕生お祝い事業
 - ・早寝、早起き、おいしい朝ごはん事業
 - ・病児保育事業
- IV 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり
 - ・地域づくり活動支援事業
 - ・地域リーダー育成事業
 - ・高齢者の社会参加促進に関する事業
 - ・健康診査受診促進事業

序 章 立地適正化計画とは

5-4 糸魚川市都市計画マスタープラン【平成31年3月：糸魚川市改定】

本市では、平成19年に策定した都市計画マスタープランを踏襲しつつ、本市を取り巻く環境の変化や市民ニーズなどに対応するため、都市計画マスタープランの改定を行っています。

(1) 都市づくりの理念

□ 都市づくりの基本理念 □

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる

みどり
翠の交流都市づくり

糸魚川市は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源・特徴を有しています。

本市は、この地域資源・特徴を活かし、地域の文化を育みながら“人”、“モノ”、“情報”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

その一方で、本市においては人口減少や少子高齢化が深刻化するとともに、人口減少などに伴う空き家などの増加、公共施設やインフラ*の老朽化などによって都市の安全性などが低下しています。また、近年では、甚大な被害をもたらす大規模な地震や津波、記録的な豪雨や土砂災害などの自然災害が発生しており、様々な災害を想定した防災対策の強化などが必要となっています。

そこで、本市においては、地域資源・特徴を更に磨き上げ、自然の恵みと人情豊かな糸魚川らしい翠の文化を継承するとともに、豊かな自然に包まれながら都市機能*を集約したコンパクトシティを形成していくことにより、豊かな自然との調和や生活利便性の向上など、中心市街地や集落地における生活拠点としての魅力を高め、人々の交流とにぎわいを創出し、都市活力の維持・向上を目指します。

加えて、様々な自然災害に備えた防災対策を充実するとともに、老朽化が進む公共施設やインフラの長寿命化、適切な管理などにより、市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

(2) 都市づくりの目標

- 目標1 豊かな自然に包まれた集約型都市*を目指したまちづくり
- 目標2 市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり
- 目標3 翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

(3) 将来都市構造

- ゾーン
 - 既成市街地*ゾーン：糸魚川市の用途地域が指定されているエリア。
 - 農地・集落ゾーン：既成市街地周辺の農地及び主要集落。
 - 山間地・集落ゾーン：既成市街地を取り囲む山間地や、山間部に点在する集落。
- 軸
 - 都市間十字型連携軸*：他都市との広域的な連携を担うJR北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、JR大糸線、北陸自動車道、国道8号、国道148号、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、姫川港。
 - 都市内連携軸*：糸魚川市内の地域連携を担う4流域2ルート（姫川、能生川、早川、海川の各河川兩岸の2ルート）、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）。
 - 海辺の軸：糸魚川市の海岸沿い。
 - 川辺の軸：糸魚川市の主要な河川である姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川沿い。
- 拠点
 - 中心商業・業務拠点：糸魚川地域の商業系用途地域が指定されているエリアを中心とした糸魚川駅周辺。
 - 生活拠点（市街地）：能生地域及び青海地域の商業系用途地域が指定されているエリア。
 - 流通・業務拠点：糸魚川地域の姫川港周辺。
 - 生産・開発拠点：工業系用途地域が指定され、工業施設等が集積する姫川の河口付近一帯など。
 - 生活拠点（農地・山間地）：集落地において、一定の生活サービス機能を有する一帯。

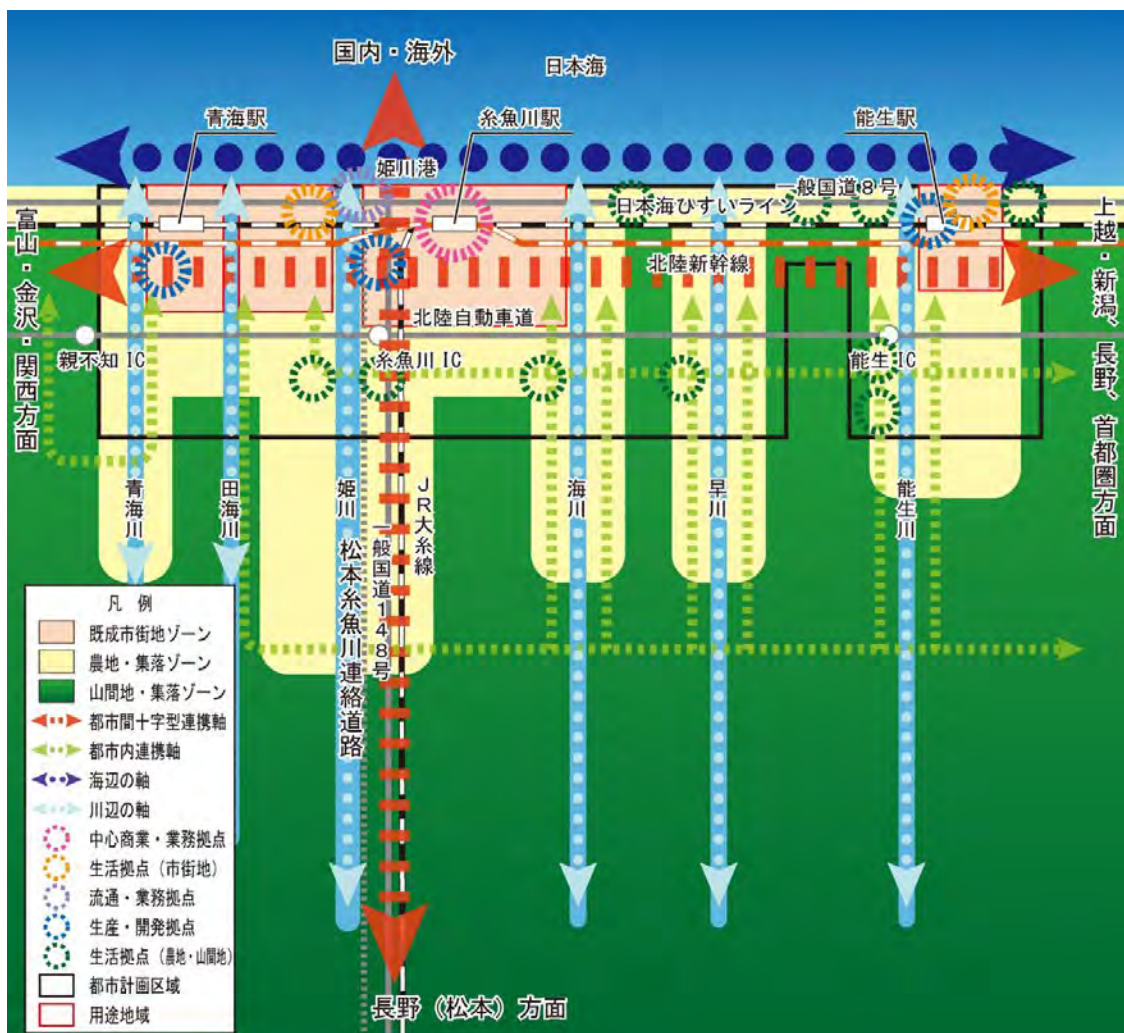


図 糸魚川市の将来都市構造

第1章 糸魚川市の現状及び課題

1 都市の概況

1-1 地勢

本市は、新潟県の最西端に位置し、南は妙高市、長野県白馬村・小谷村、西は富山県朝日町、東は上越市と接しています。

市域の北には日本海が広がり、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっており、平成21年8月、「糸魚川ジオパーク」が日本初の世界ジオパークに認定され、平成27年11月には、ユネスコの正式事業となったことから、ユネスコ世界ジオパーク※として認定されています。

その反面、地すべり、風水害、波浪等の自然災害が発生しやすく、また、豪雪地帯であることから、住民生活や産業活動に大きな影響を与えています。



資料：平成27年9月撮影

図 糸魚川市の地形の状況（姫川港より長野県方面を望む）

第1章 糸魚川市の現状及び課題

1-2 沿革

本市は、平成17年3月に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の1市2町の合併によって誕生しました。

都市としての繁栄は、明治21年6月の内務大臣訓令により、それまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、明治34年に3町15村となったことに始まります。

その後、昭和28年には、町村合併促進法が施行され、昭和29年には旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が誕生し、昭和41年に旧青海町、昭和44年に旧糸魚川市、昭和60年に旧能生町において都市計画用途地域が指定され、以来、土地利用の整序化が図られてきています。

表 本市の沿革、都市計画の決定・変更の経緯

| 年次 | 本市の沿革 | 都市計画（土地利用など）の沿革 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 明治34年 | ・明治21年6月の内務大臣訓令により、現在の糸魚川市域において集落を集約（3町15村） | |
| 昭和29年 | ・6月1日に1町8村が合併し、旧糸魚川市として市制を施行した後、10月1日には今井村の一部が糸魚川市に編入 ・10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、旧能生町が誕生 ・10月1日に、歌外波村、市振村、上路村および今井村の一部が青海町に編入され、旧青海町が誕生 | |
| 昭和41年 | | ・旧青海町で用途地域 [※] の指定 |
| 昭和44年 | | ・旧糸魚川市で用途地域の指定 |
| 昭和48年 | | ・旧糸魚川市で用途地域の第1回見直し、旧青海町で用途地域の第1回見直し |
| 昭和59年 | | ・旧青海町で用途地域の第2回見直し（用途地域の拡大） |
| 昭和60年 | | ・旧能生町で用途地域の指定 |
| 平成元年 | | ・旧青海町で用途地域の第3回見直し |
| 平成7年 | | ・旧糸魚川市で用途地域の第2回見直し、旧能生町で用途地域の第1回見直し |
| 平成8年 | | ・旧青海町で用途地域の第4回見直し |
| 平成15年 | | ・旧糸魚川市で用途地域の第3回見直し |
| 平成17年 | ・3月、旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が合併し、新“糸魚川市”が誕生 | |
| 平成19年 | | ・糸魚川都市計画区域の決定 |
| 平成25年 | | ・2月、新糸魚川市として用途地域の第1回見直し |

資料：平成17年度糸魚川市都市計画基礎調査 他

第1章 糸魚川市の現状及び課題

1-3 都市計画区域・用途地域

本市では、糸魚川都市計画区域が指定（最終決定平成 19 年 10 月 30 日）されており、現在、その区域面積は約 9,529ha（行政区域面積約 74,624ha の 12.8%）となっています。

また、非線引き用途地域が指定（最終決定平成 25 年 4 月 1 日）されており、現在、その区域面積は約 1,049ha（行政区域面積の 1.4%）となっています。

このうち工業専用地域を除いた面積は約 922ha であり、用途地域内に本市人口の約 5 割の方が居住し、人口密度は約 25.8 人/ha となっています。

表 糸魚川市の面積と人口

| 区分 | 行政区域 | 都市計画区域 | 非線引き用途地域 |
|---------|----------|----------|-----------|
| 面積 | 74,624ha | 9,529ha | 1,049ha |
| 面積（構成比） | 100.0% | 12.8% | 1.4% |
| 人口 | 44,162 人 | 38,875 人 | 23,766 人 |
| 人口（構成比） | 100.0% | 88.0% | 53.8% |
| 人口密度 | 0.6 人/ha | 4.1 人/ha | 25.8 人/ha |

注：工業専用地域を除く

資料：平成 27 年国勢調査、庁内資料（平成 28 年 3 月 31 日現在）他

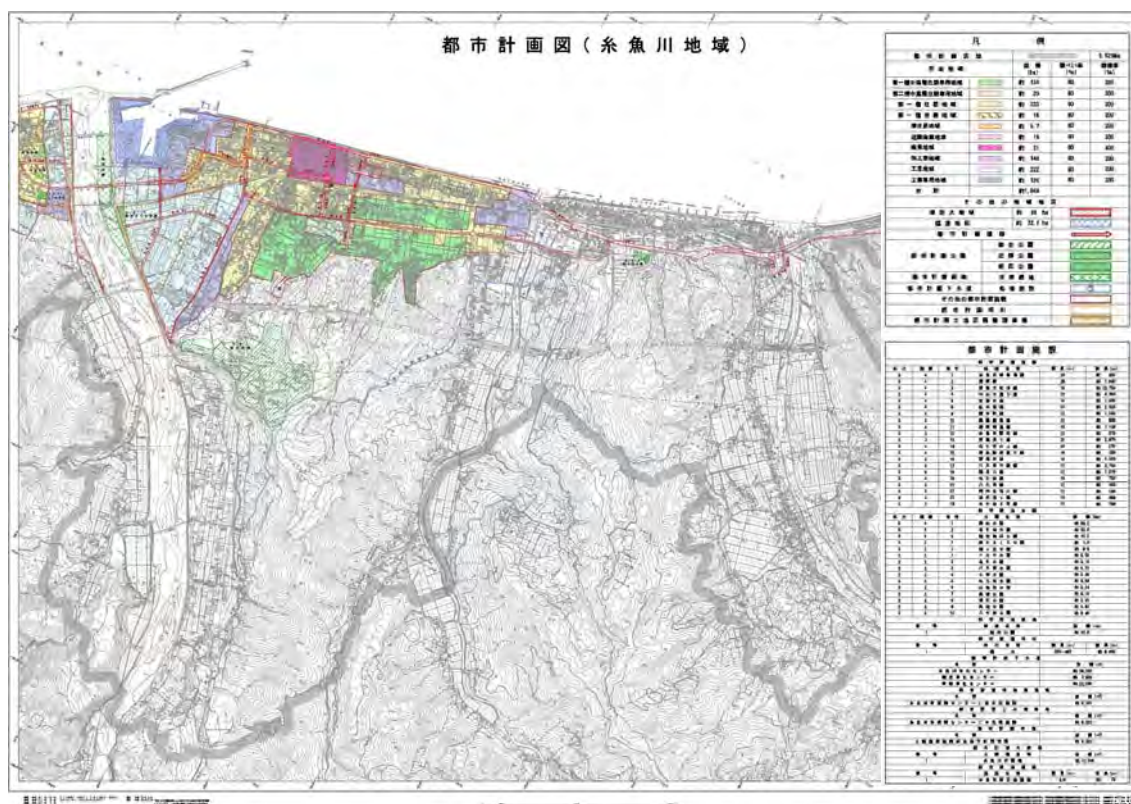


図 都市計画図（糸魚川地域）

第1章 糸魚川市の現状及び課題

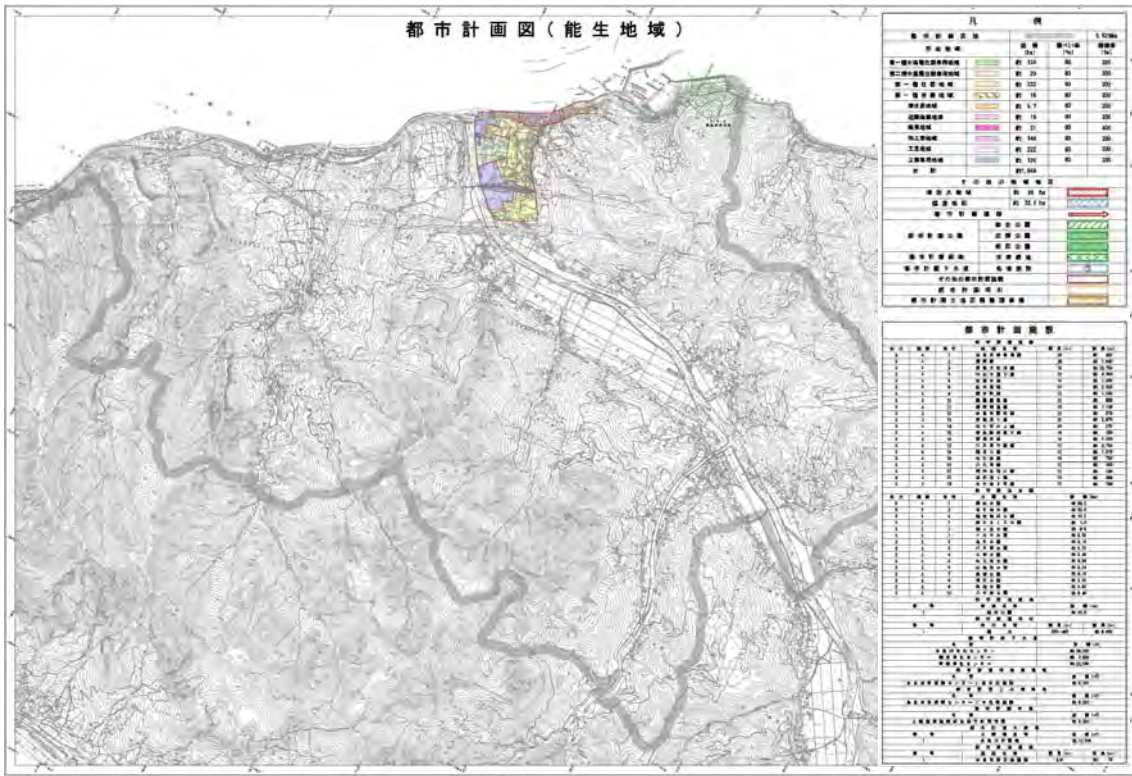


図 都市計画図(能生地域)

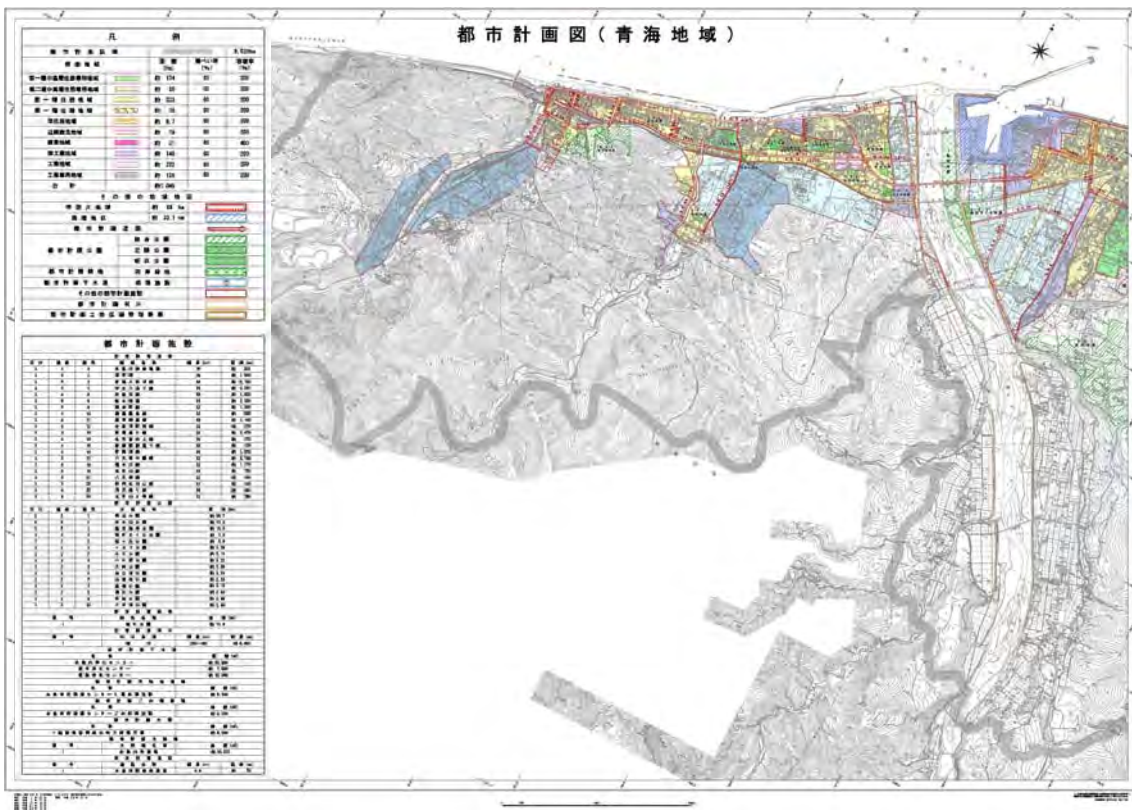


図 都市計画図(青海地域)

第1章 糸魚川市の現状及び課題

2 現状把握

2-1 人口等

(1) 総人口の推移

本市の行政区域人口は少しずつ減少しており、平成27年で44,162人となっています。都市計画区域内及び非線引き用途地域内の人口も同様に少しずつ減少しており、平成27年で、それぞれ38,875人、23,766人となっています。

平成27年から過去20年間での増減率では、行政区域で19.4%減少、都市計画区域内で13.4%減少、用途地域^{*}内で11.2%減少となっており、行政区域や都市計画区域内と比較し、用途地域内で減少率は比較的緩やかですが、今後の人口減少による、さらなる人口密度の低下が予想されます。

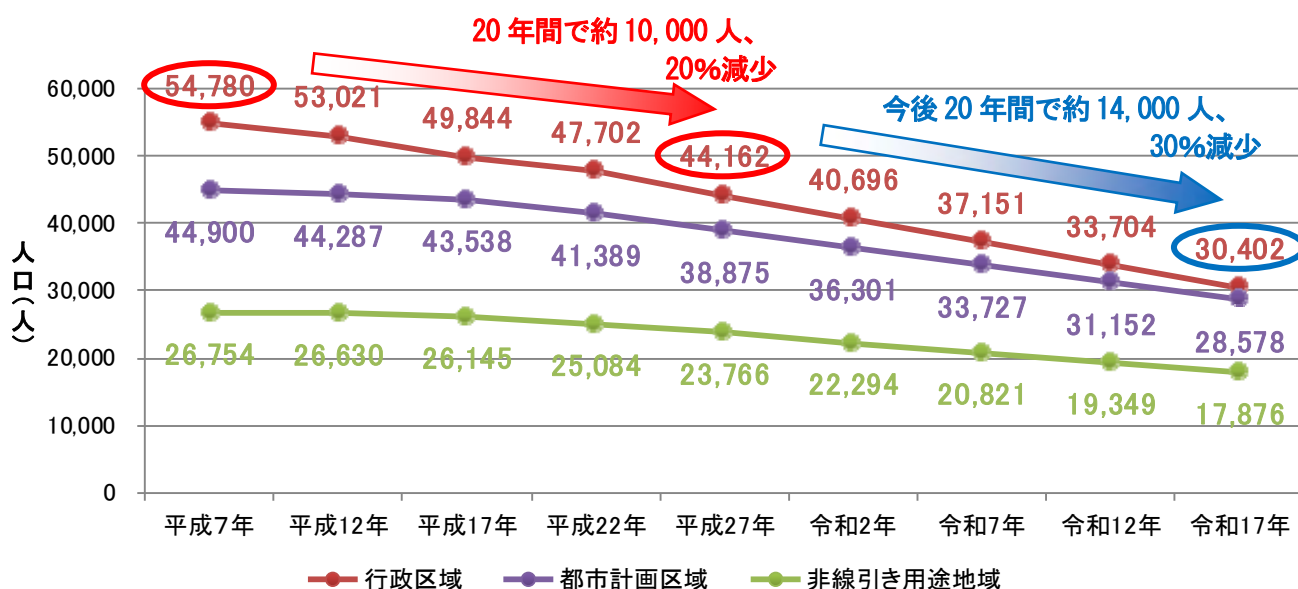


図 人口の推移

表 人口の推移

| 区 域 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成7年～平成27年 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------------|------------|--------|
| | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 増減数(人) | 増減率(%) |
| 行政区域 | 54,780 | 53,021 | 49,844 | 47,702 | 44,162 | -10,618 | -19.4 |
| 都市計画区域 | 44,900 | 44,287 | 43,538 | 41,389 | 38,875 | -6,025 | -13.4 |
| 非線引き用途地域 | 26,754 | 26,630 | 26,145 | 25,084 | 23,766 | -2,988 | -11.2 |
| 区 域 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 平成27年～令和17年 | | |
| | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 増減数(人) | 増減率(%) | |
| 行政区域 | 40,696 | 37,151 | 33,704 | 30,402 | -13,760 | -31.2 | |
| 都市計画区域 | 36,301 | 33,727 | 31,152 | 28,578 | -10,297 | -26.5 | |
| 非線引き用途地域 | 22,294 | 20,821 | 19,349 | 17,876 | -5,890 | -24.8 | |

資料：国勢調査（行政区域、都市計画区域・非線引き用途地域（H22,H27））、都市計画基礎調査（都市計画区域・非線引き用途地域（H7～H17））、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計、国立社会保障・人口問題研究所）より推計（将来値）

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(2) 年齢3区分別・年齢4区分別人口の推移

平成7年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口8,101人(14.8%)、15歳から64歳の生産年齢人口33,917人(61.9%)、65歳以上の老年人口12,762人(23.3%)でした。

一方、平成27年における年齢3区分別人口の状況は、年少人口が4,816人(10.9%)、生産年齢人口が22,942人(52.0%)、老年人口が16,346人(37.1%)と平成22年から過去15年間で高齢化が進み、ほぼ3人に1人が65歳以上になっています。

また、年少人口、生産年齢人口は減少し、子どもや働き手である若者の減少が顕著となっており、今後さらなる高齢化と人口減少が予想されます。

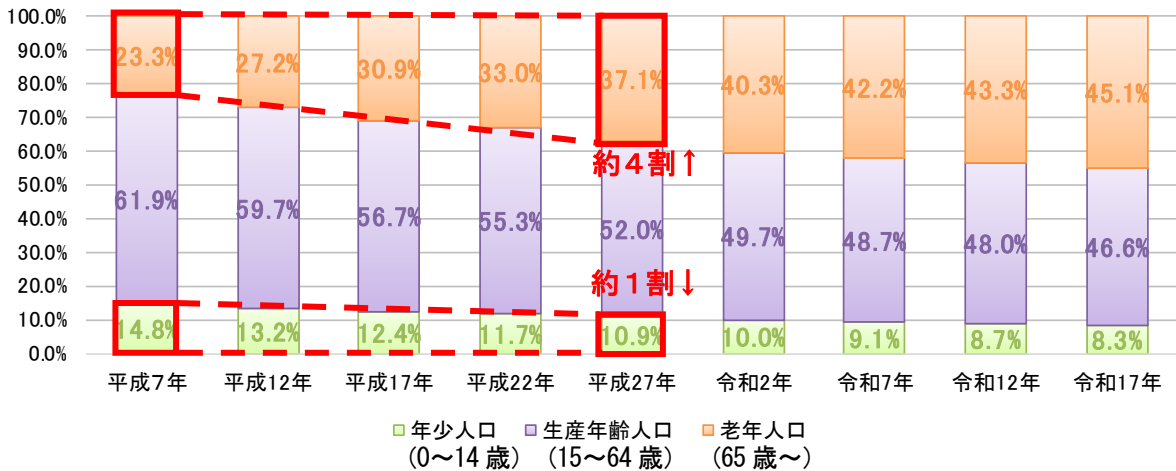


図 年齢3区分別人口構成比率の推移

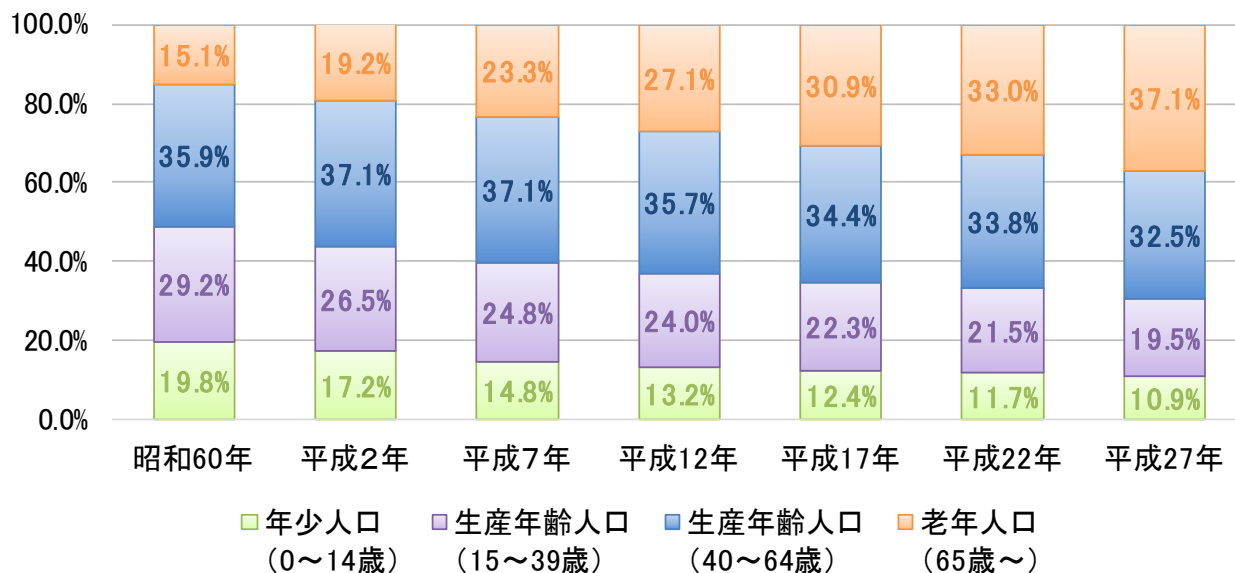
表 年齢別人口の推移

| 区分 | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) |
| 年少人口(0~14歳) | 8,101 | 14.8% | 6,983 | 13.2% | 6,181 | 12.4% | 5,591 | 11.7% | 4,816 | 10.9% |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 33,917 | 61.9% | 31,636 | 59.6% | 28,284 | 56.7% | 26,353 | 55.3% | 22,942 | 52.0% |
| 老年人口(65歳以上) | 12,762 | 23.3% | 14,402 | 27.2% | 15,379 | 30.9% | 15,702 | 33.0% | 16,346 | 37.1% |
| 年齢不詳 | — | — | — | — | — | — | 56 | — | 58 | — |
| 総人口 | 54,780 | 100.0% | 53,021 | 100.0% | 49,844 | 100.0% | 47,702 | 100.0% | 44,162 | 100.0% |
| 区分 | 令和2年 | | 令和7年 | | 令和12年 | | 令和17年 | | | |
| | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | 人口(人) | 比率(%) | | |
| 年少人口(0~14歳) | 4,066 | 10.0% | 3,379 | 9.1% | 2,928 | 8.7% | 2,529 | 8.3% | | |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 20,222 | 49.7% | 18,086 | 48.7% | 16,182 | 48.0% | 14,151 | 46.6% | | |
| 老年人口(65歳以上) | 16,408 | 40.3% | 15,686 | 42.2% | 14,594 | 43.3% | 13,722 | 45.1% | | |
| 年齢不詳 | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 総人口 | 40,696 | 100.0% | 37,151 | 100.0% | 33,704 | 100.0% | 30,402 | 100.0% | | |

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）より推計（将来値）、比率は「年齢不詳」を除き算出

第1章 糸魚川市の現状及び課題

また、幅広い年齢区分である生産年齢人口（15～64歳）を2つ（15～39歳と40～64歳）に細区分し、4つの年齢区分の人口割合の長期的な推移をみると、年少人口及び15～39歳の割合が30年間で、それぞれ約10%減少しています。一方で、40～64歳はほぼ横ばい、老年人口は20%以上の増加となっていることから、本市の人口減少は、特に年少人口や15～39歳の若者や子育て世代で進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査、年齢不詳は含まず

図 年齢4区分別人口構成比率の推移

また、この4つの年齢区分の本市の人口割合は、年少人口に次いで15～39歳の割合が19.5%と低く、全国平均、県平均と比べ、当該年齢区分の割合が特に低いことから、本市は15～39歳の若者や子育て世代が非常に少ない状況にあることがわかります。

| 区分 | 年少人口 | 生産年齢人口 | | 老年人口 | 合計 |
|------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | 0～14歳 | 15～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 | |
| 全国 | 12.6% | 27.1% | 33.7% | 26.6% | 100.0% |
| 新潟県 | 12.0% | 24.7% | 33.4% | 29.9% | 100.0% |
| 糸魚川市 | 10.9% | 19.5% | 32.5% | 37.1% | 100.0% |

資料：平成27年国勢調査、年齢不詳は含まず

図 年齢4区分別人口割合（全国、県との比較）

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(3) 地域別人口の推移

平成7年以降の地域別人口では、糸魚川地域、能生地域、青海地域ともに減少しています。

糸魚川地域は、平成7年に 32,931 人であったのが、平成 27 年では 27,288 人と 5,643 人 (-17.1%) 減少しています。

能生地域は、平成7年に 11,334 人であったのが、平成 27 年では 8,542 人と 2,792 人 (-24.6%) 減少しています。

青海地域は、平成7年に 10,515 人であったのが、平成 27 年では 8,332 人と 2,183 人 (-20.8%) 減少しています。

3地域の中では、能生地域の減少率が最も高くなっているとともに、能生地域及び青海地域の減少率は 20%を超えています。

さらに人口減少が続けば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難となり、良好な居住環境が維持できなくなるおそれがあります。

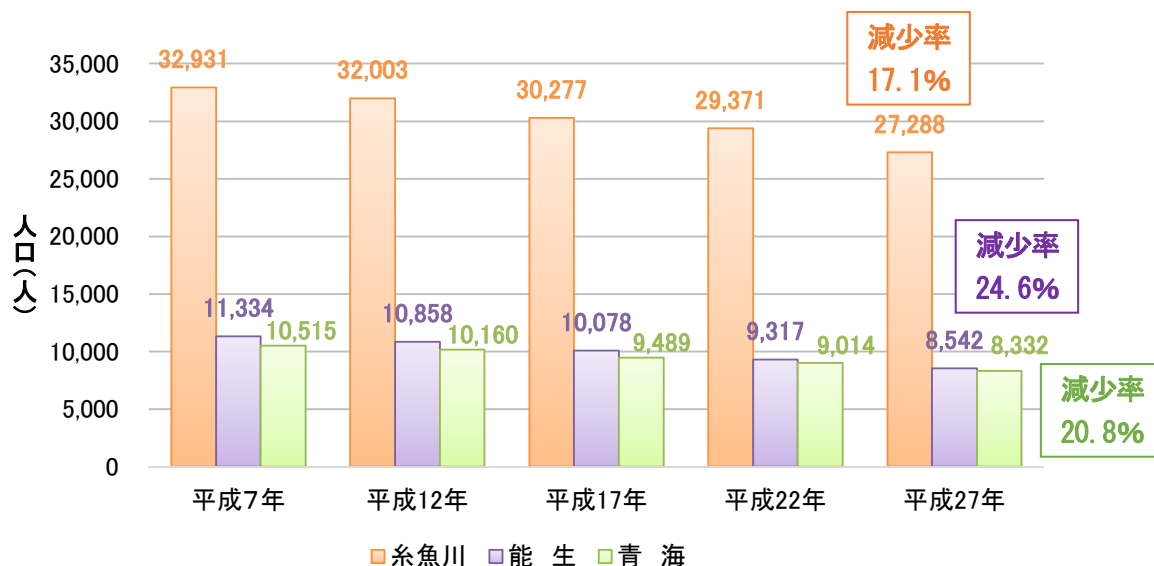


図 地域別人口の推移

表 地域別人口の推移

| 地域 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成7年～平成27年 | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|
| | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 人口(人) | 増減数(人) | 増減率(%) |
| 糸魚川 | 32,931 | 32,003 | 30,277 | 29,371 | 27,288 | -5,643 | -17.1 |
| 能生 | 11,334 | 10,858 | 10,078 | 9,317 | 8,542 | -2,792 | -24.6 |
| 青海 | 10,515 | 10,160 | 9,489 | 9,014 | 8,332 | -2,183 | -20.8 |

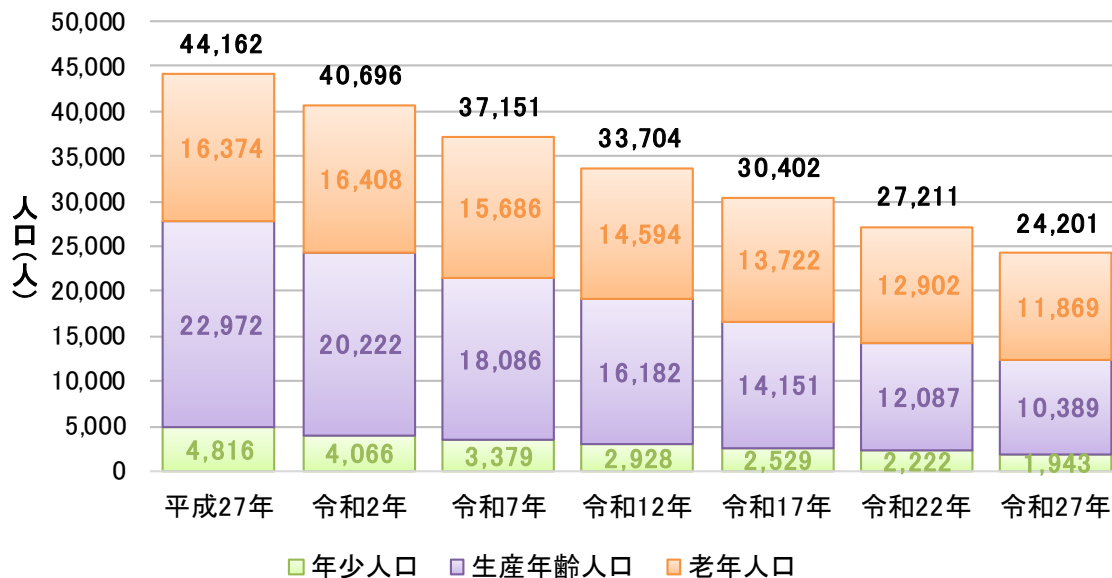
資料：国勢調査

- ✓ 本市の人口は、特に年少人口や 15～39 歳の若者や子育て世代で減少しており、今後の人口減少による、人口密度の低下が予想されます。公共交通や都市機能施設の維持、財政の健全化のほか、高齢化による医療・福祉施設の充実など様々な課題への対応が懸念されます。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

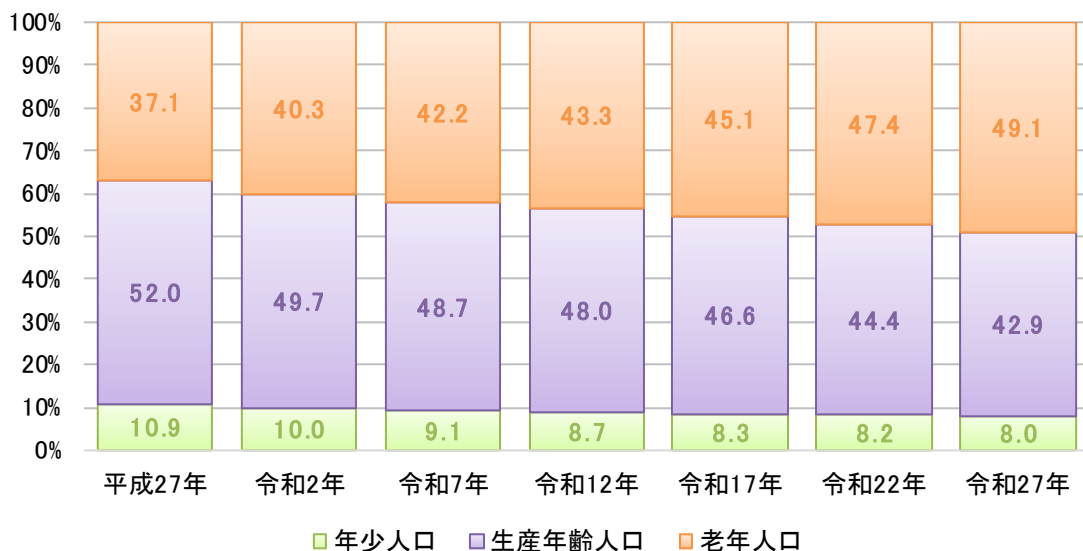
参考 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が平成27年の国勢調査を基に推計した「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によれば、本市の令和27年の総人口は約24,200人であり、今後、さらに人口減少、少子高齢化の進行が深刻化することが見込まれます。



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

図 年齢3区分別人口の推計



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

図 年齢3区分別人口構成比率の推計

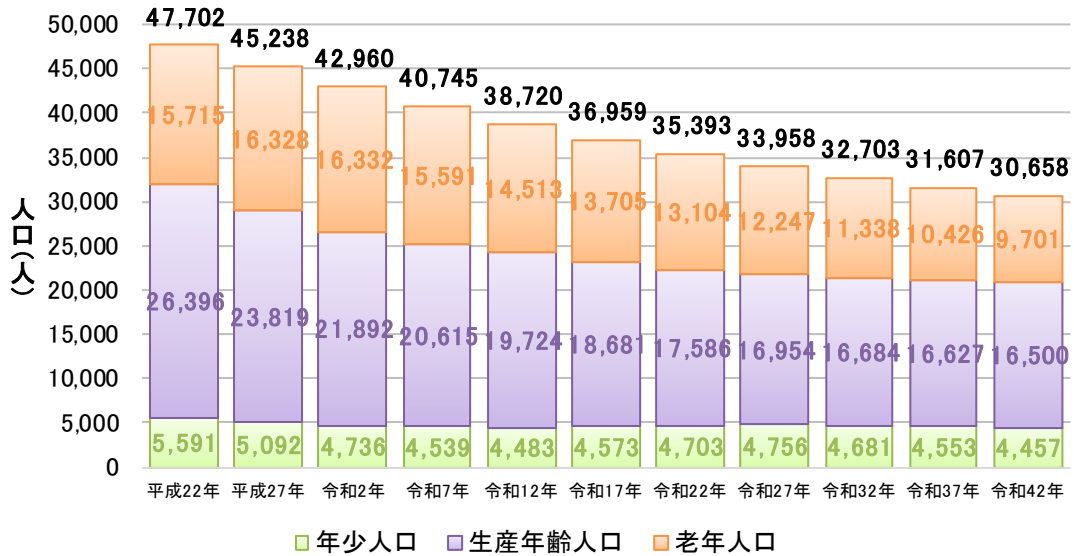
第1章 糸魚川市の現状及び課題

一方、「糸魚川市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン」によれば、年少人口（0～14歳）は、令和12年まで減少が続きますが、それ以降は増加に転じ、令和27年に再び減少に転じると見込まれています。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、一貫して減少が続くことが見込まれています。

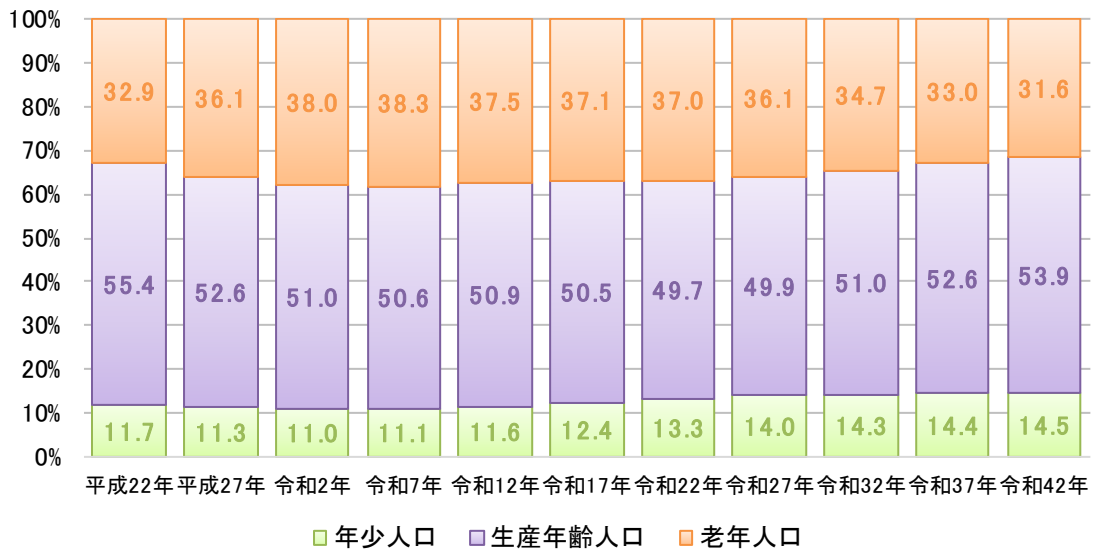
老年人口（65歳以上）については、令和2年まで増加した後、それ以降は減少すると見込まれています。

構成比率で見ると、令和7年を境として、徐々に老年人口割合が減少し、年少人口及び生産年齢人口の割合が増加することを見込んでいます。



資料：糸魚川市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン

図 年齢3区分別人口の推計



資料：糸魚川市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン

図 年齢3区分別人口構成比率の推計

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(4) 人口集中(DID)地区*

平成27年の人口集中地区は、昭和35年と比較すると、範囲が約2.5倍に拡大しています。また、近年の人口集中地区の面積は増減していますが、人口密度は減少しています。

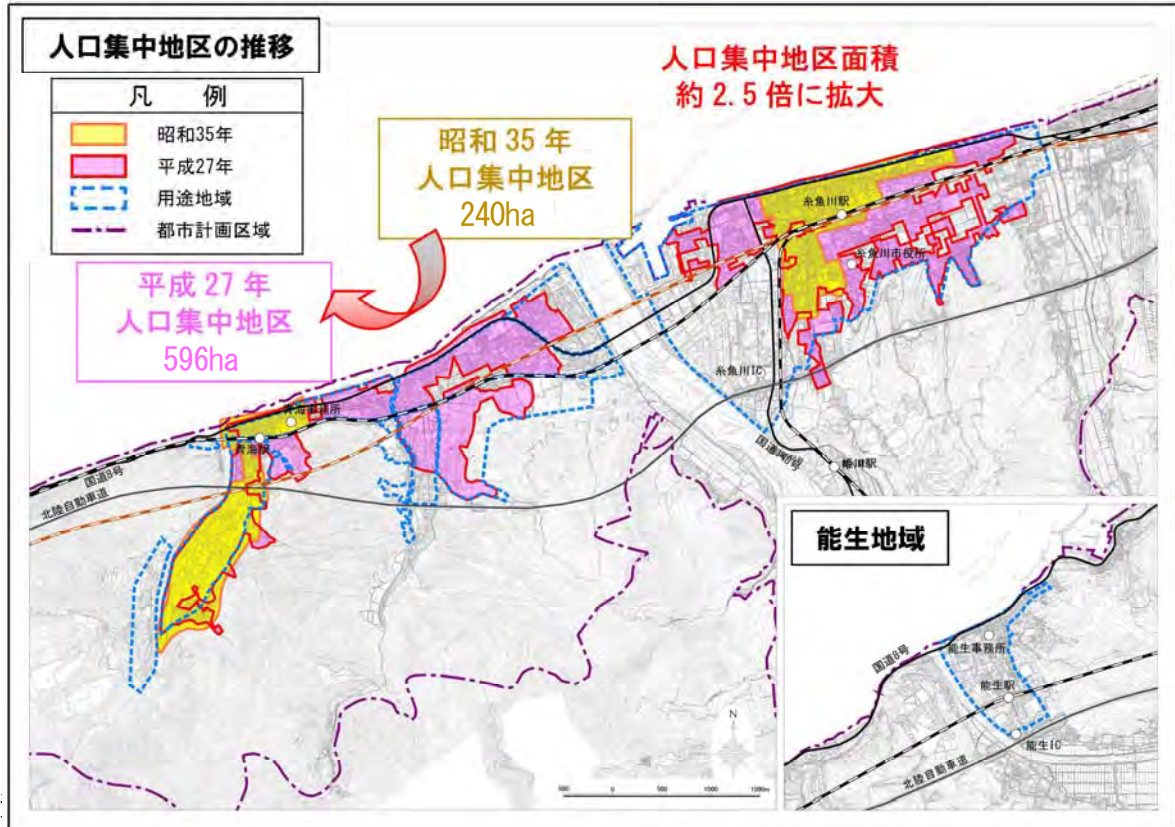
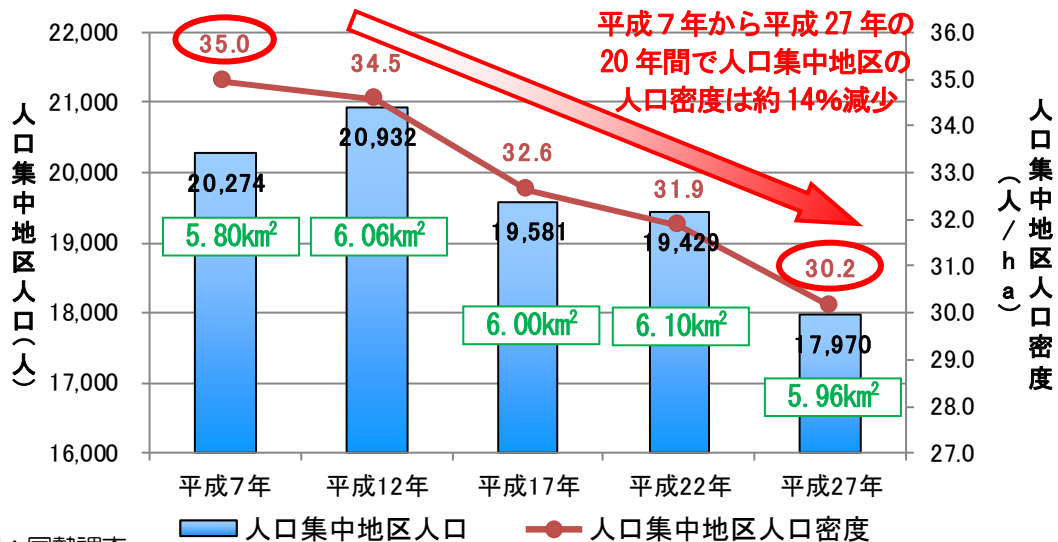


図 人口集中地区の推移



資料：国勢調査

図 人口集中地区の人口密度の推移

- ✓ 現状の市街地の広がりそのまま、人口がさらに減少すると、さらなる低密度化を招き、公共交通を維持できないことや日常生活に身近な施設（病院等の医療機関、銀行、スーパーなど）の減少が懸念されます。

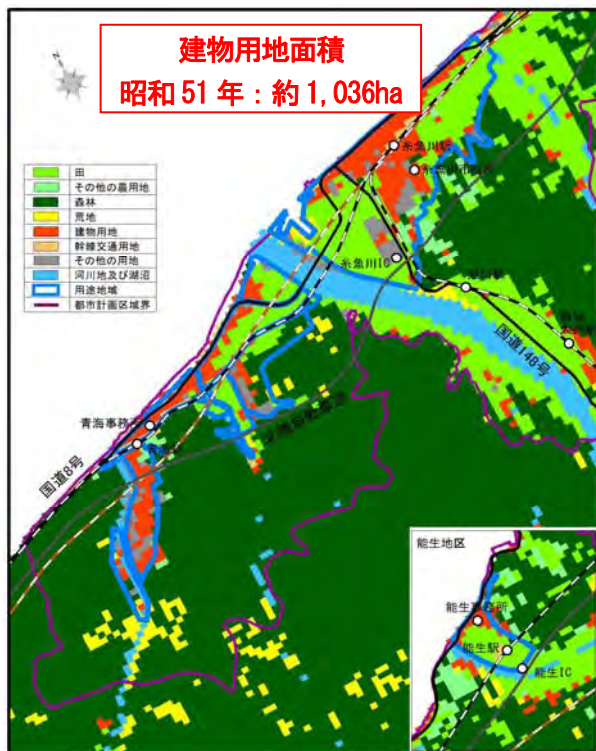
第1章 糸魚川市の現状及び課題

2-2 土地利用

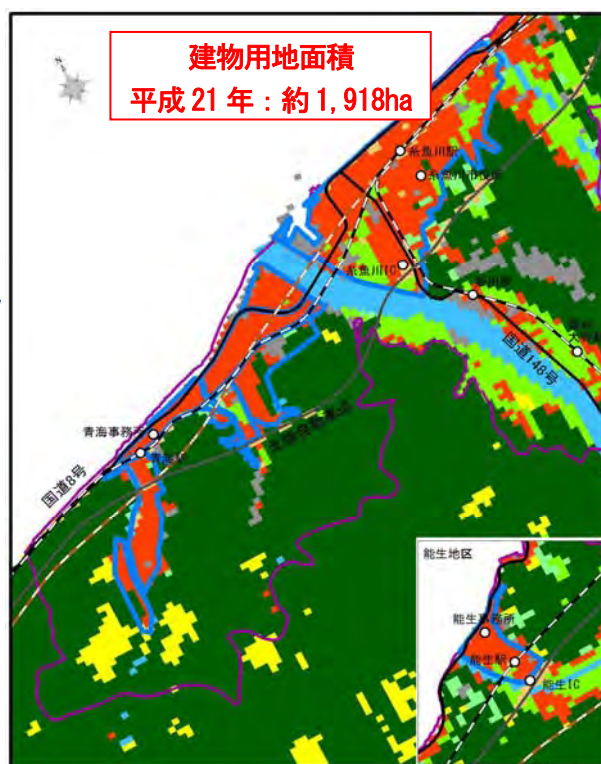
(1) 市街地の概況

昭和51年と平成21年の土地利用の変遷をみると、用途地域[※]内や鉄道沿線地域における田が転換し、建物用地が増加しています。

【昭和51年】



【平成21年】



| | |
|--|----------|
| | 田 |
| | その他の農用地 |
| | 森林 |
| | 荒地 |
| | 建物用地 |
| | 幹線交通用地 |
| | その他の用地 |
| | 河川地及び湖沼 |
| | 用途地域 |
| | 都市計画区域境界 |

建物用地面積
約1.9倍に拡大

資料：国土数値情報

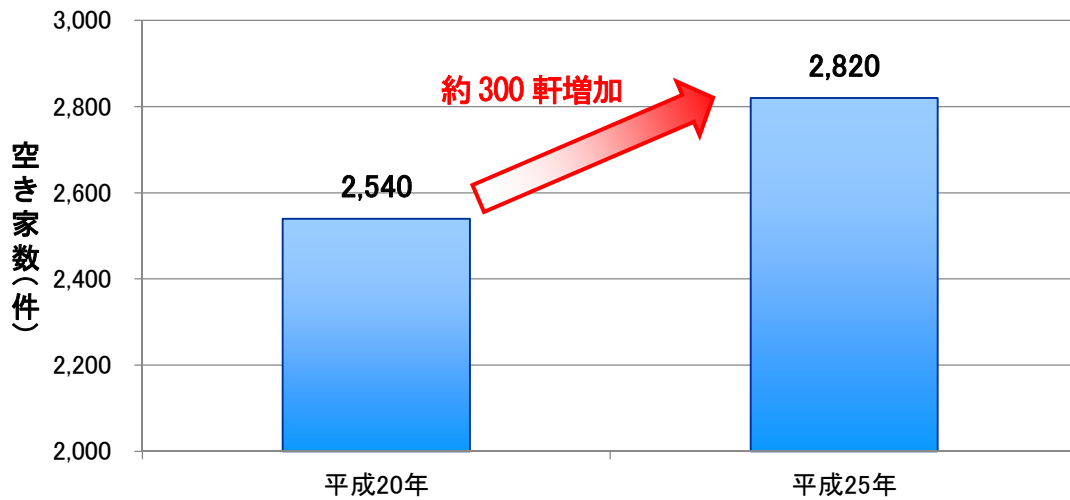
図 土地利用の変遷

- ✓ 国道8号沿道は、昭和51年以前から都市的土地利用が行われています。
- ✓ 近年は、国道148号沿道など、用途地域外においても都市的土地利用が進行しています。
- ✓ 今後も、用途地域外で都市的土地利用への転換が増加すると、道路や公共施設整備等の社会資本の形成に資する投資的経費や維持管理費等の増大が懸念されます。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(2) 空き家の状況

住宅土地統計調査（総務省統計局）における本市の近年の空き家数の推移をみると、平成20年から平成25年の5年間で約300軒増加（平成20年：2,540軒、平成25年：2,820軒）しています。



資料：住宅土地統計調査

図 空き家件数

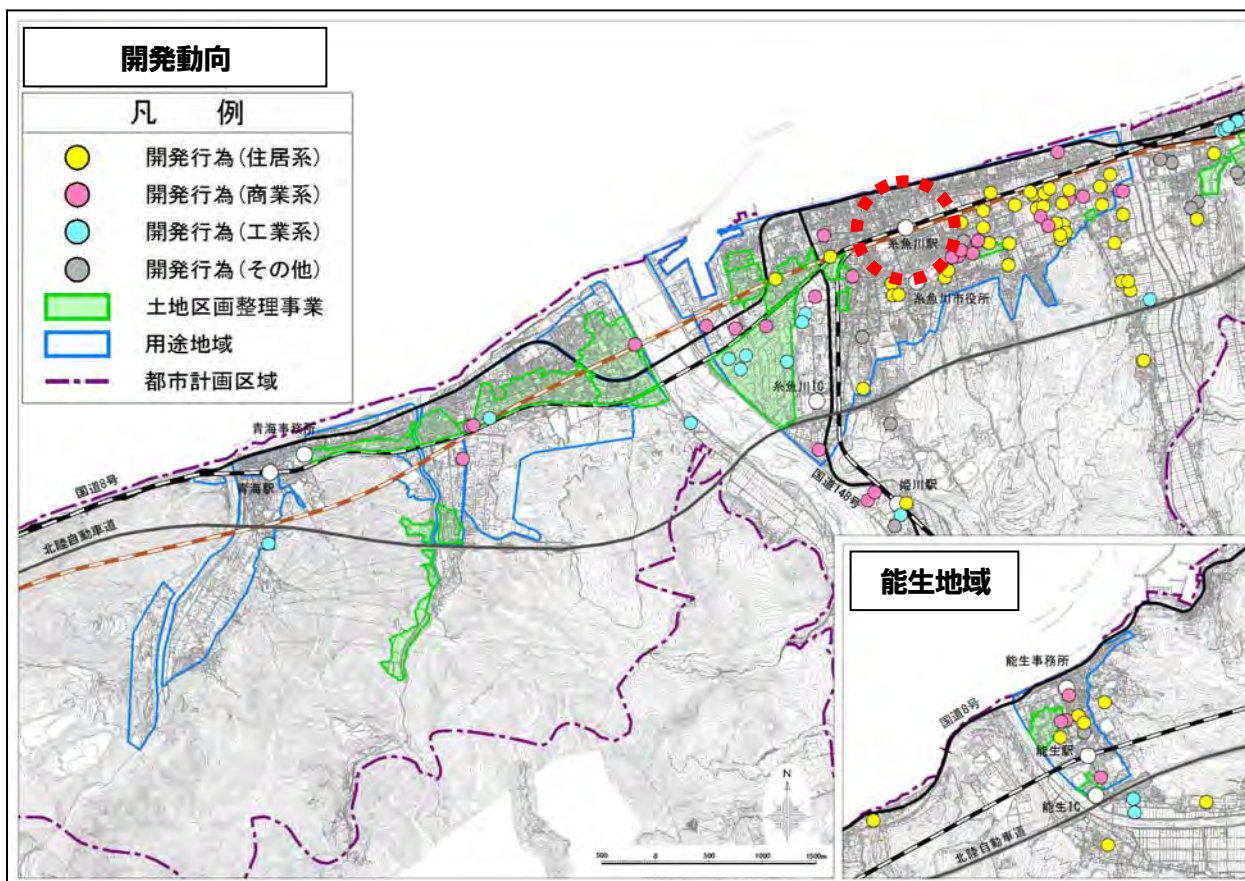
✓ 本市の空き家数は、今後の人口減少等に伴い、さらなる増加が懸念されます。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(3) 開発動向

開発動向は、糸魚川地域の糸魚川駅周辺を除く用途地域*内と能生地域で多くの開発が行われていますが、一部、国道148号沿道や大和川地区などの用途地域外での開発も見られます。

青海地域については、早期に土地区画整理事業*を広範囲にわたり施行したため、開発件数は少ないものと推測されます。



資料：糸魚川市調べ

図 開発動向

- ✓ 近年の人口減少に関わらず、なお、白地地域での開発が見られます。
- ✓ 今後のさらなる人口減少、高齢化社会の到来を踏まえ、郊外部の開発を抑制し、市街地部や交通結節点*などへの誘導を進めることが重要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

2-3 都市交通

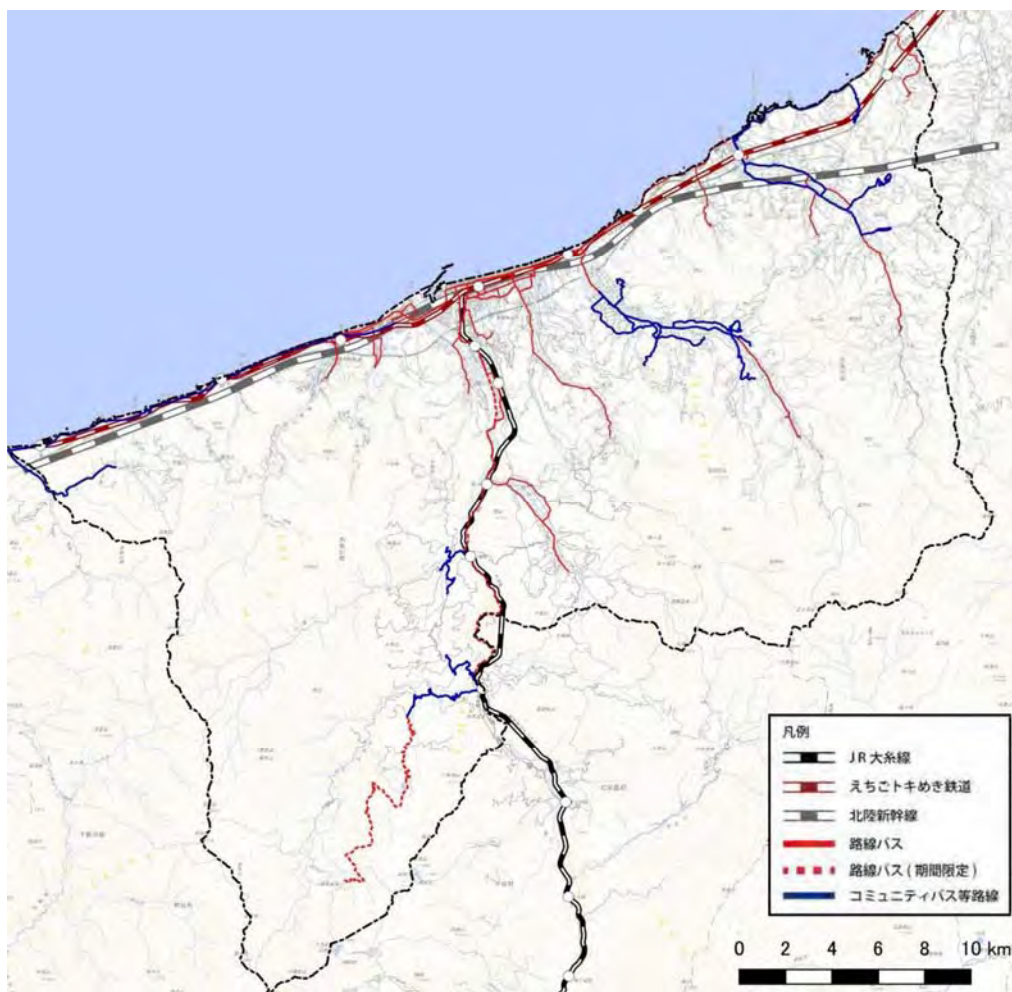
(1) 公共交通網の概況

本市の公共交通機関には、鉄道網として、平成27年3月14日に開業した「北陸新幹線」(糸魚川駅)があるほか、北陸新幹線の開業に伴いJRから経営分離され、現在、えちごトキめき鉄道株式会社が運行する「日本海ひすいライン」、南北方向に走り長野県松本市と連絡する「JR大糸線」があります。

「日本海ひすいライン」には、東から筒石駅、能生駅、浦本駅、梶屋敷駅、糸魚川駅、青海駅、親不知駅、市振駅の8駅があるほか、新駅(押上駅)設置が検討されており、「JR大糸線」には、「日本海ひすいライン」と接続する糸魚川駅を除き、北から姫川駅、頸城大野駅、根知駅、小滝駅、平岩駅の5駅があります。地域別では、能生地域に2駅、糸魚川地域に8駅、青海地域に3駅が位置しています。

また、バスについては、「路線バス」が18路線運行しているほか、「コミュニティバス※」(定員11人以上)及び「乗合タクシー※」(定員10以下)が13路線あり、鉄道や路線バスが行き届かない地域や中山間地域※等を運行しています。

少子高齢化の進行などを踏まえ、鉄道とバスの連携など、公共交通ネットワークのさらなる充実が求められます。



資料：糸魚川市地域公共交通網形成計画

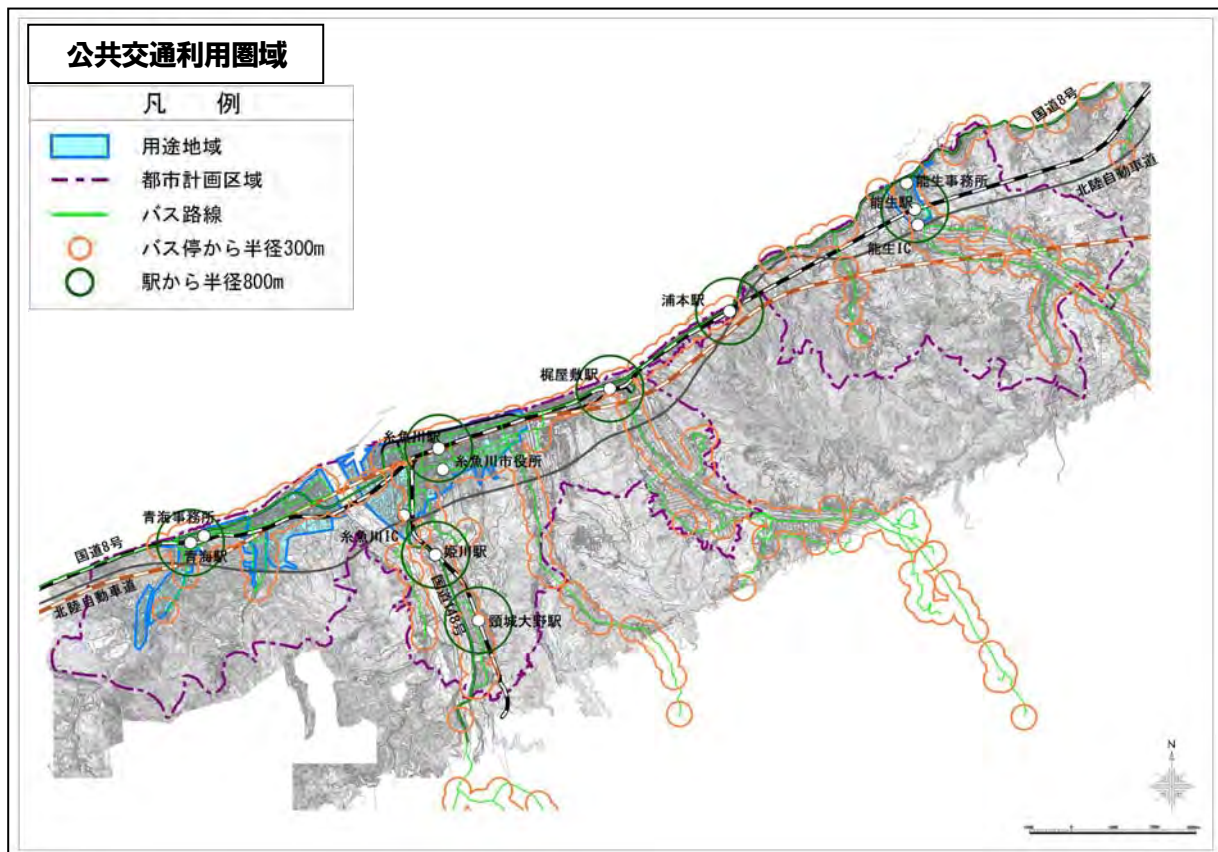
図 公共交通網

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(2) 公共交通利用圏域

駅から半径 800m、バス停から半径 300m圏域をみると、工業地域を除き、用途地域※のほぼ全域が公共交通利用圏域に含まれています。

また、都市計画区域内においても、日本海ひすいライン及び JR 大系線、路線バス、コミュニティバス※等が、日本海沿岸部や姫川をはじめとする河川沿いの集落を連絡して運行されていることから、山間部などの居住者の少ないエリア以外は、大半が公共交通利用圏域に含まれています。



資料：糸魚川市調べ

図 公共交通利用圏域

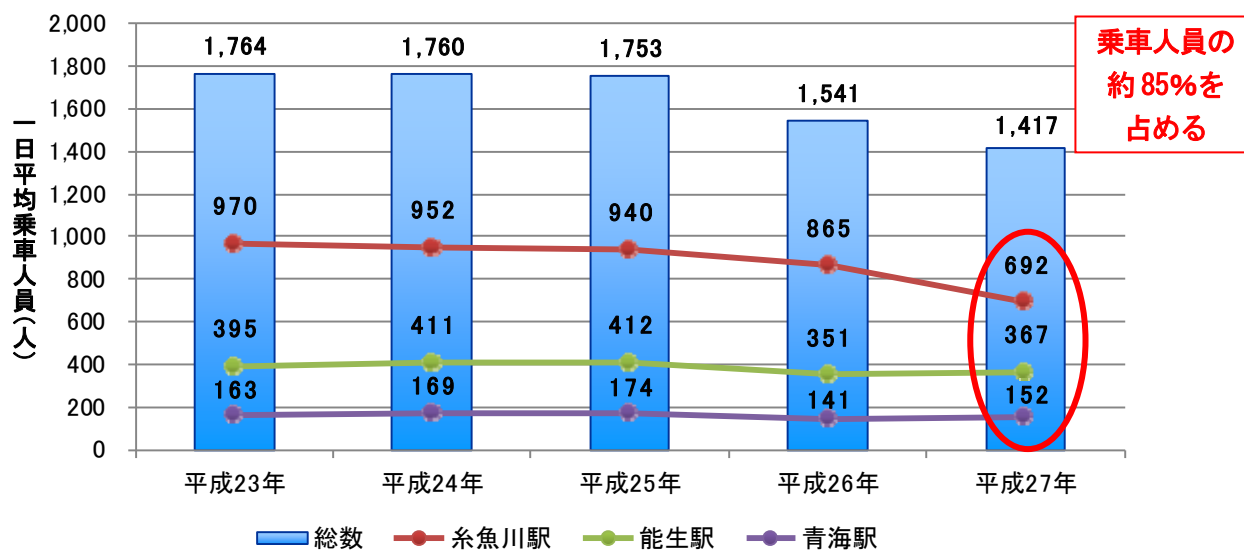
- ✓ 鉄道とバスの競合区間などの問題を解消しながら、日本海ひすいラインの新駅整備を前提とし、公共交通の再編と居住誘導により、公共交通のサービス維持と利便性向上を図ることが重要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(3) 公共交通の利用状況

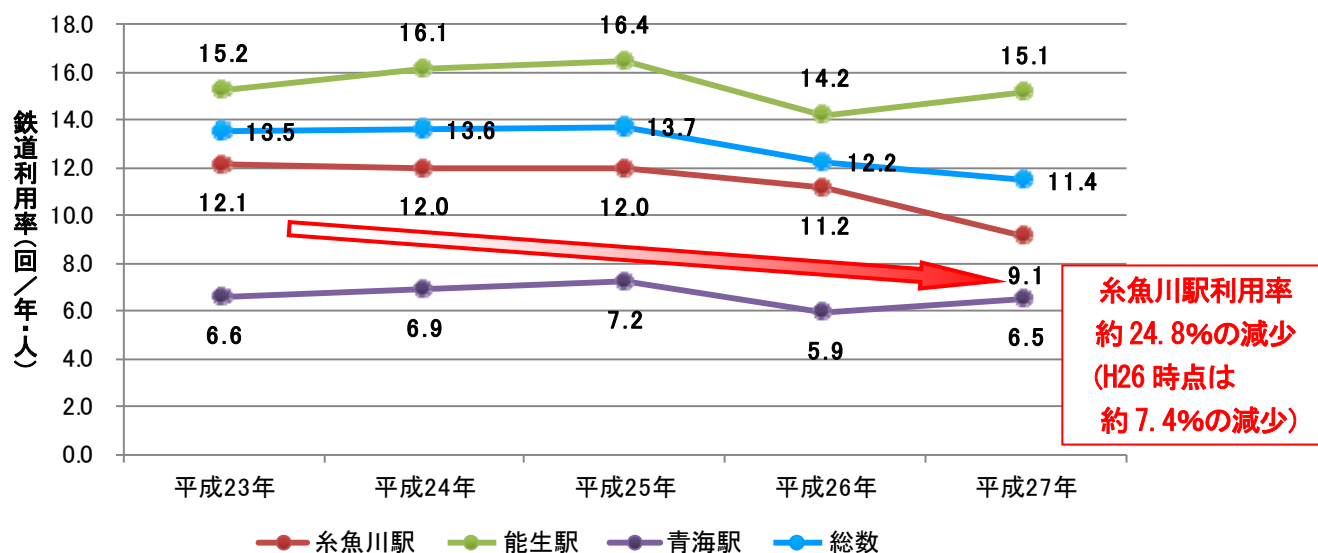
日本海ひすいライン及び JR 大系線の一日平均乗車人員は減少傾向にあり、平成 27 年には 1,417 人となっています。乗車人員のうち、約 85%が糸魚川駅、能生駅、青海駅の主要3駅を利用しています。

鉄道利用率は、能生駅、青海駅がほぼ横ばいであるのに対し、糸魚川駅は、平成 23 年と比較すると 24.8%の減少となっていますが、これは、北陸新幹線の利用客が除かれていることも影響しており、北陸新幹線開業前の平成 26 年時点では、7.4%の減少となっています。



資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、えちごトキめき鉄道株式会社

図 一日平均の乗車人員の推移（総数及び主要駅）

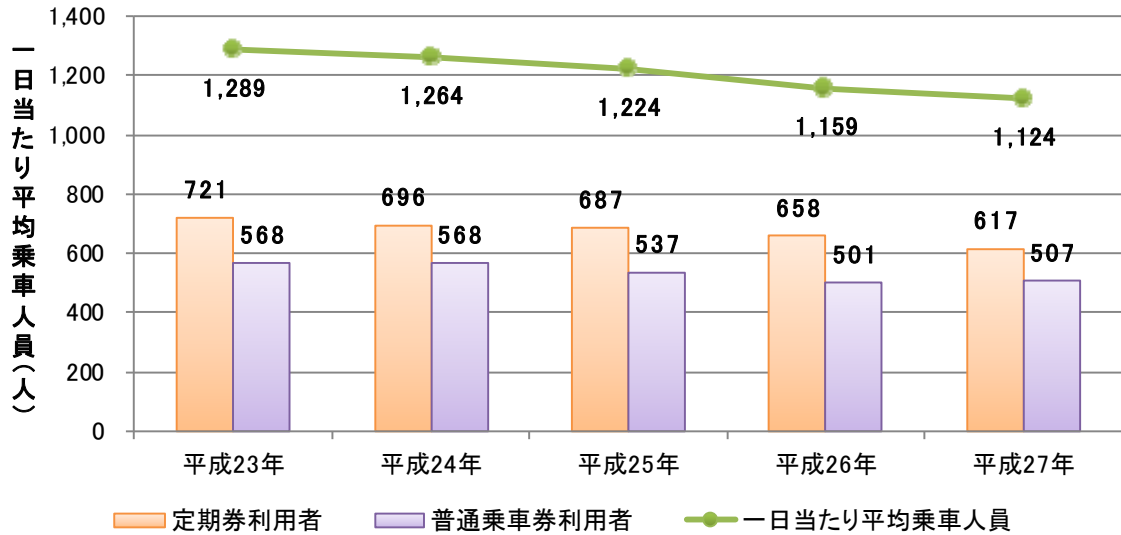


算出方法：（一日平均乗車人員（上記）×365）÷地域別住民基本台帳人口（市統計要覧）

図 鉄道利用率の推移（総数及び主要駅）

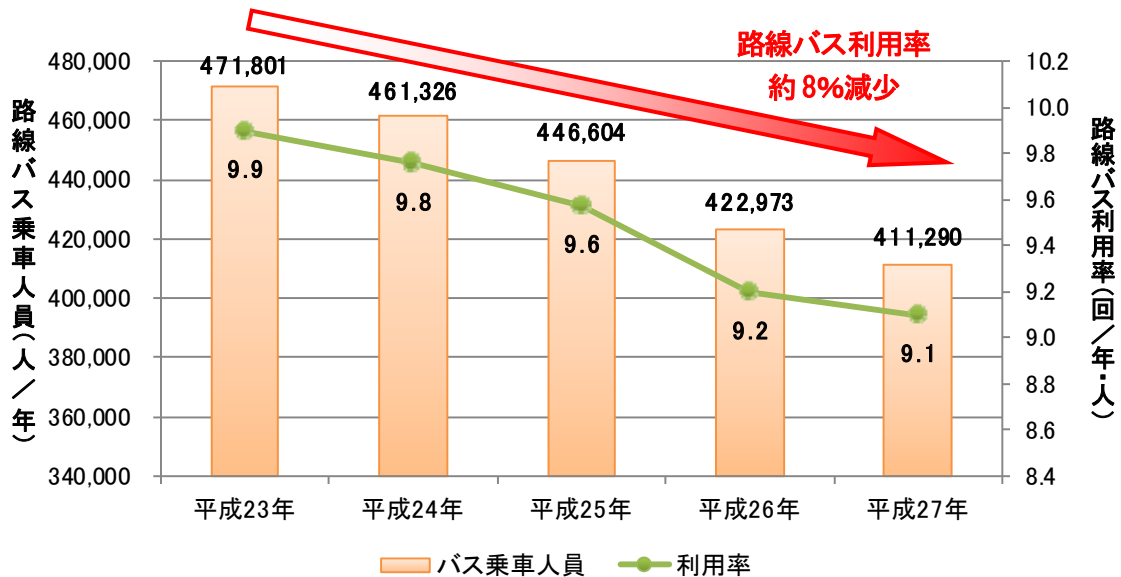
第1章 糸魚川市の現状及び課題

また、路線バスの一日平均の乗車人員も減少しており、平成27年では1,124人となっています。利用者別では、普通乗車券利用者より定期券利用者が多くなっています。路線バス利用率も同様に減少しています。



資料：糸魚川市地域公共交通網形成計画

図 一日平均の乗車人員の推移



計測方法：路線バス乗車人員（市統計要覧）÷地域別住民基本台帳人口（市統計要覧）

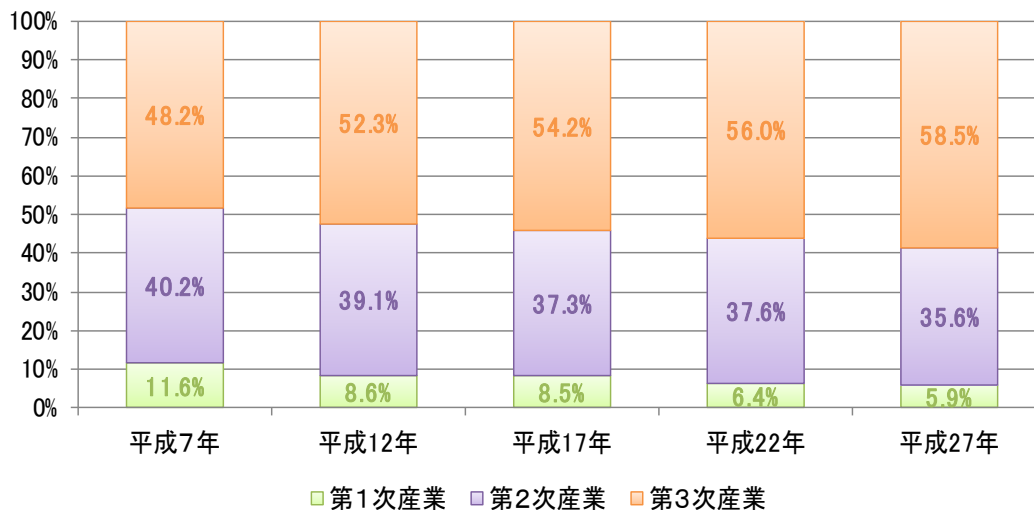
図 路線バス利用率の推移

- ✓ 公共交通の一日平均の乗車人員は、鉄道・バスともに減少傾向にあり、サービス水準の低下や路線廃止が懸念されます。
- ✓ 多くの人々が利用する糸魚川駅、能生駅、青海駅については、路線バス等の二次交通※との連携強化など、利便性を高めることが重要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

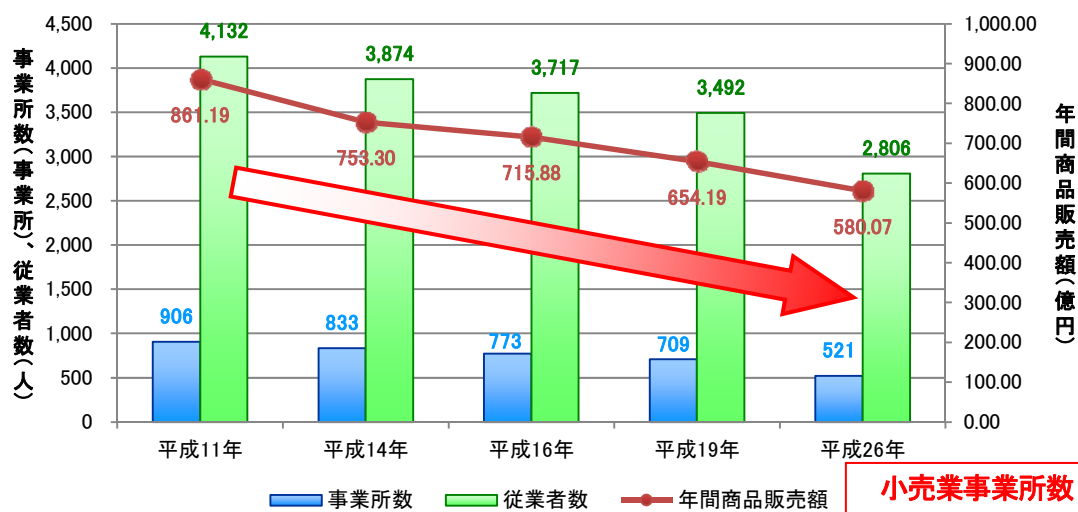
2-4 経済活動

平成27年の産業分類別就業者は、第1次産業就業者5.9%、第2次産業就業者35.6%、第3次産業就業者58.5%であり、第3次産業に従事する人が過半数を占めています。また、小売業事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少しています。



資料：国勢調査、分類不能を含まず

図 産業分類別就業者構成比率の推移



資料：商業統計調査

図 商業の推移

小売業事業所数：42.5%減
 従業者数：32.1%減
 年間商品販売額：32.6%減

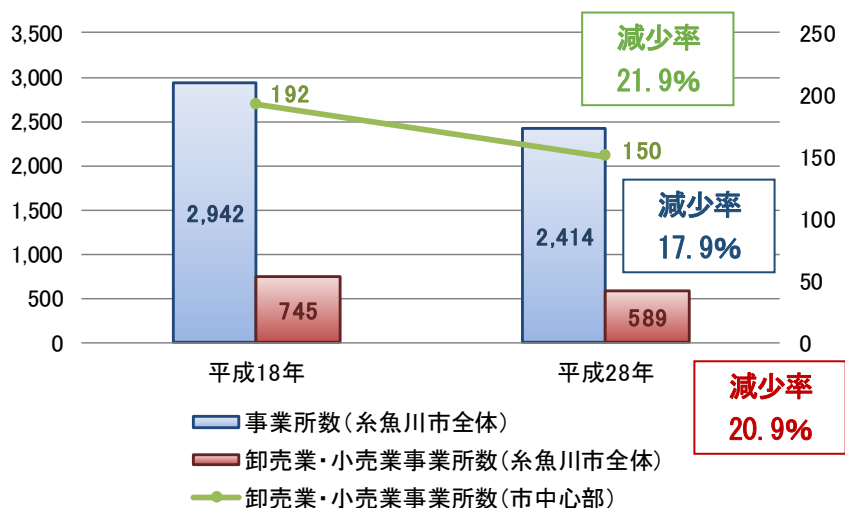
第1章 糸魚川市の現状及び課題

過去10年間（平成18年～平成28年）の事業所数の推移をみると、市全体の事業所数は17.9%減少しており、そのうち卸売業・小売業の事業所数は20.9%減少しています。また、市中心部の卸売業・小売業の事業所数の推移をみると、21.9%減少しており、市全体と同様に減少傾向にあります。

表 事業所数の推移

| 地域 | 平成18年 | | 平成28年 | | 平成18年～平成28年 | |
|--------|-------------|--------------------|-------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| | 事業所数 (件) | うち、卸売業・ 小売業 (件) | 事業所数 (件) | うち、卸売業・ 小売業 (件) | 事業所数 増減率 (%) | 卸売業・小売業 増減率 (%) |
| 糸魚川市全体 | 2,942 | 745 | 2,414 | 589 | -17.9% | -20.9% |
| 市中心部 | — | 192 | — | 150 | — | -21.9% |

資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成28年経済センサス - 活動調査



資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成28年経済センサス - 活動調査

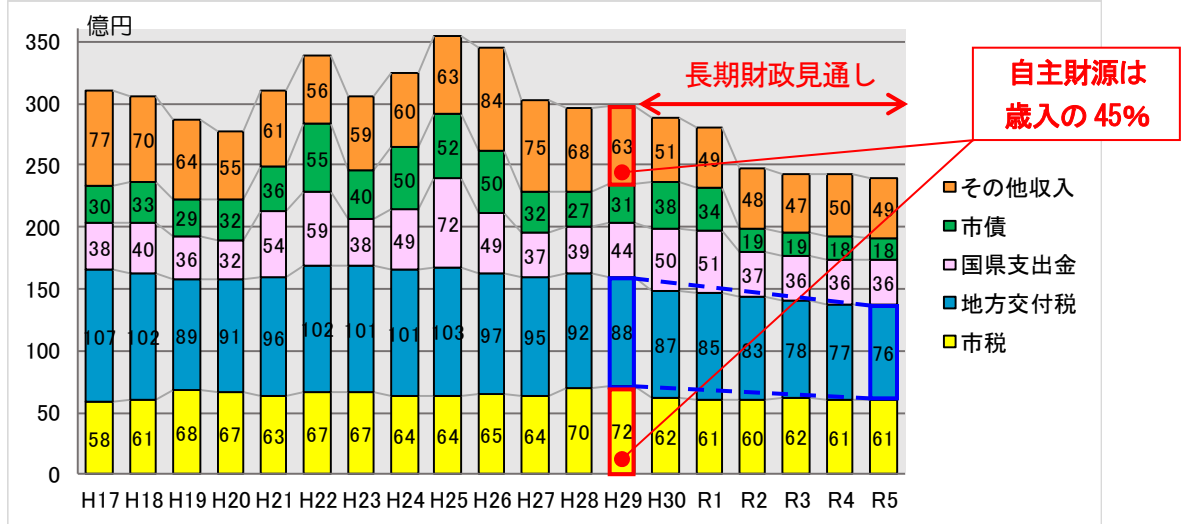
図 事業所数の推移

✓ 経済活動は縮小傾向にあり、産業政策との連携による地域経済の生産性向上が重要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

2-5 財政

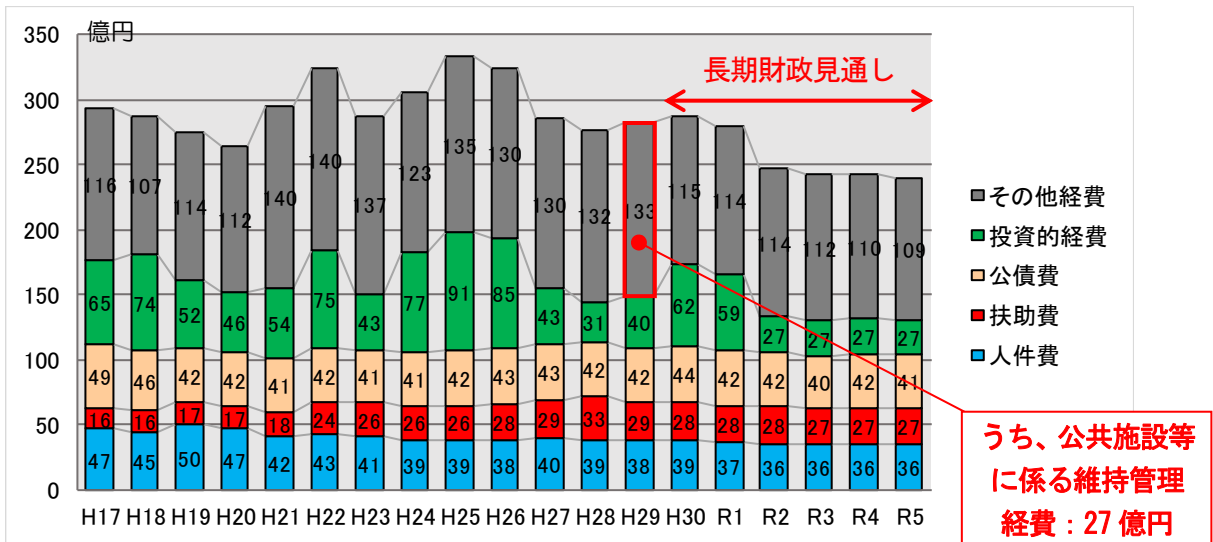
平成29年度における歳入決算額は298億2,245万円、歳出決算額は282億2,913万円となっています。



注：平成17年～平成29年は決算、平成30年～は長期財政見通しの数値

資料：糸魚川市公共施設等総合管理指針、決算参考資料（平成27年～平成29年）

図 歳入（普通会計）の推移



注：平成17年～平成29年は決算、平成30年～は長期財政見通しの数値

資料：糸魚川市公共施設等総合管理指針、決算参考資料（平成27年～平成29年）

図 歳出（普通会計）の推移

- ✓ 自主財源である「市税」及び「その他収入」は、歳入全体の45%にとどまっています。また、今後、「地方交付税」は合併算定替えにより段階的に削減されていきます。
- ✓ 学校、文化施設、体育施設や橋りょう等のインフラ*が老朽化し、修繕や更新が必要となるほか、人口減少、超高齢社会を迎え、社会保障費や各種福祉関係費の増大が予測されます。
- ✓ 長期的には労働人口の減少により、市民税を中心とした市税の減収や、地方交付税が減額となることを踏まえ、少子高齢化や人口減少に対応した持続可能なまちづくりが必要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

2-6 災害等

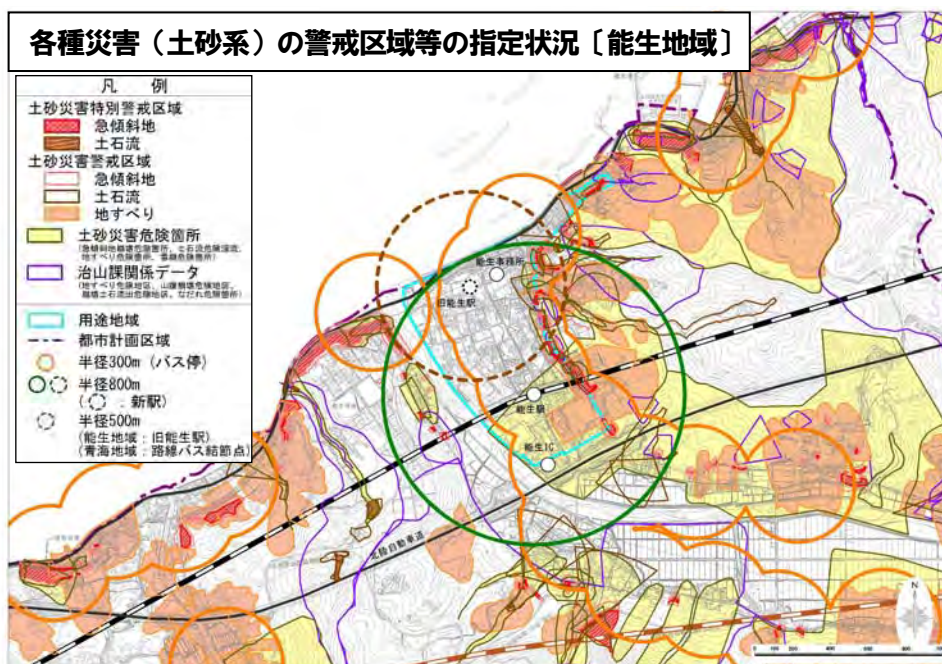
(1) 土砂災害

糸魚川地域の用途地域*内では、南側の縁辺部を除き、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の分布はほとんど見られませんが、能生地域の能生駅周辺や西側の縁辺部及び青海地域の青海駅周辺などに土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の分布が見られます。



資料：糸魚川市調べ

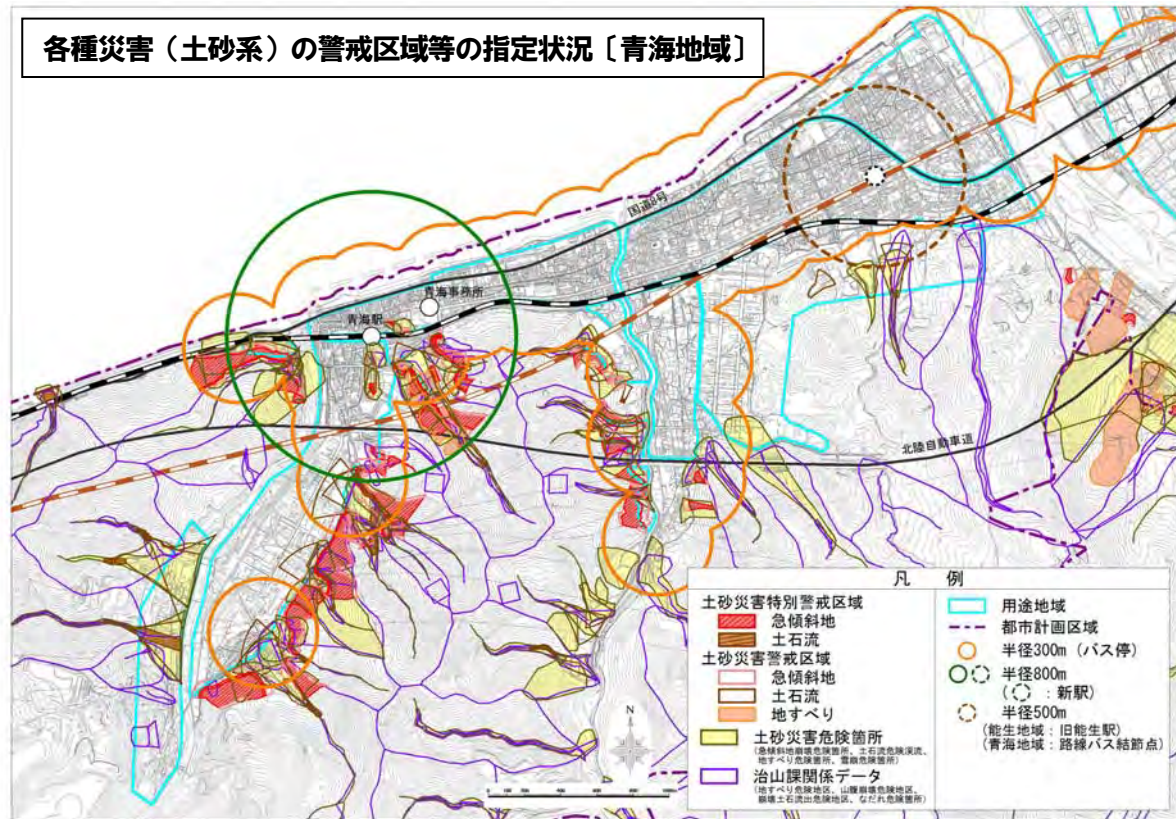
図 各種災害（土砂系）の警戒区域等の指定状況〔糸魚川地域〕



資料：糸魚川市調べ

図 各種災害（土砂系）の警戒区域等の指定状況〔能生地域〕

第1章 糸魚川市の現状及び課題



資料：糸魚川市調べ

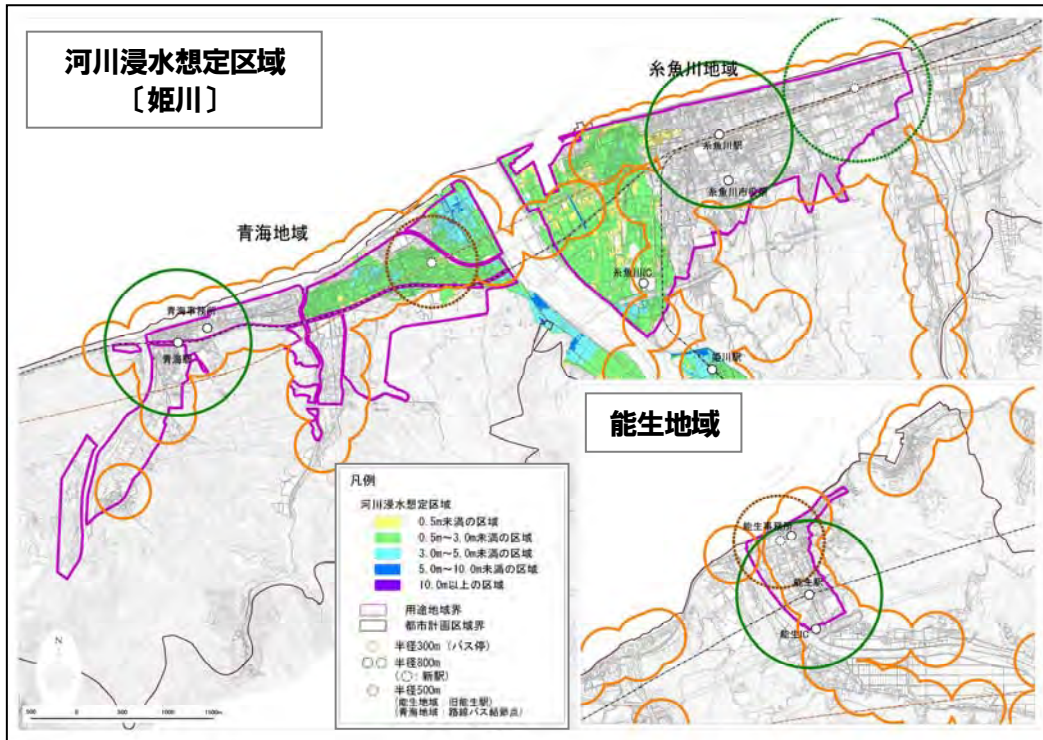
図 各種災害（土砂系）の警戒区域等の指定状況〔青海地域〕

- ✓ 土砂災害警戒区域は、ゲリラ豪雨などによる突発的な災害が発生した場合、事前の避難などが間に合わない可能性が高く、他の災害ハザードに比べると、よりリスクが高いものと考えられます。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

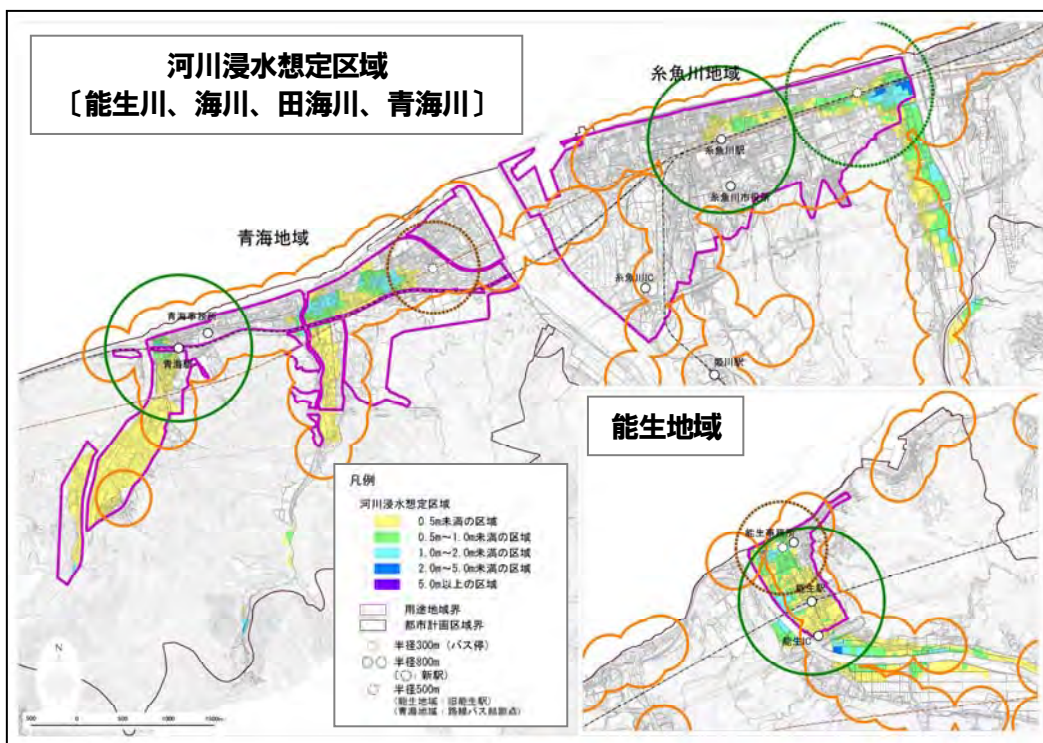
(2) 水害

糸魚川地域、能生地域、青海地域の用途地域^{*}内の広い範囲で、姫川、海川、能生川、田海川、青海川の浸水想定区域や、津波浸水区域に該当しています。



資料：糸魚川市調べ

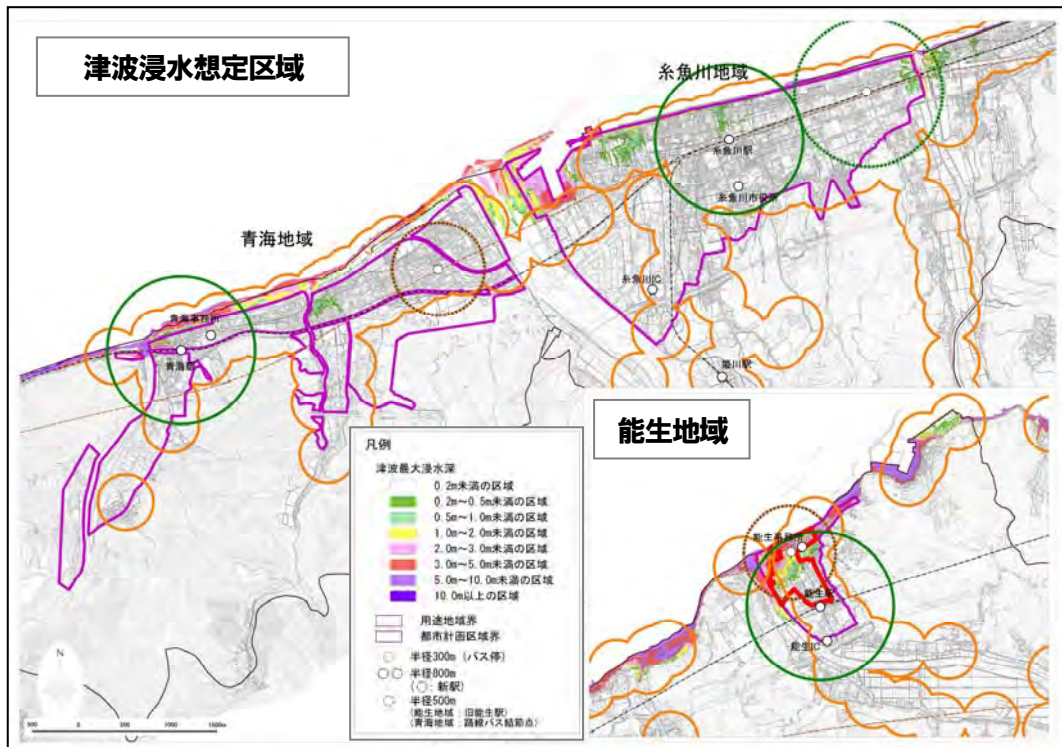
図 河川浸水想定区域〔姫川〕



資料：糸魚川市調べ

図 河川浸水想定区域〔能生川、海川、田海川、青海川〕

第1章 糸魚川市の現状及び課題



資料：糸魚川市調べ

図 津波浸水想定区域

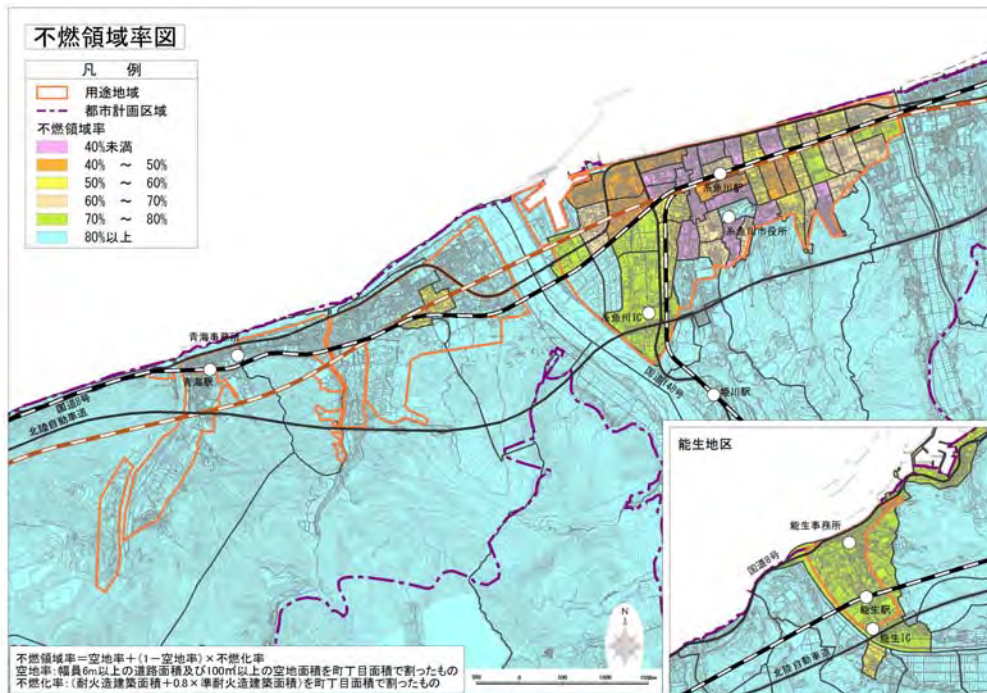
- ✓ 浸水想定区域については、都市的土地利用が進んでおり人命を守るための警戒避難体制を適切に確保することが必要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(3) 不燃領域率、木防建ぺい率

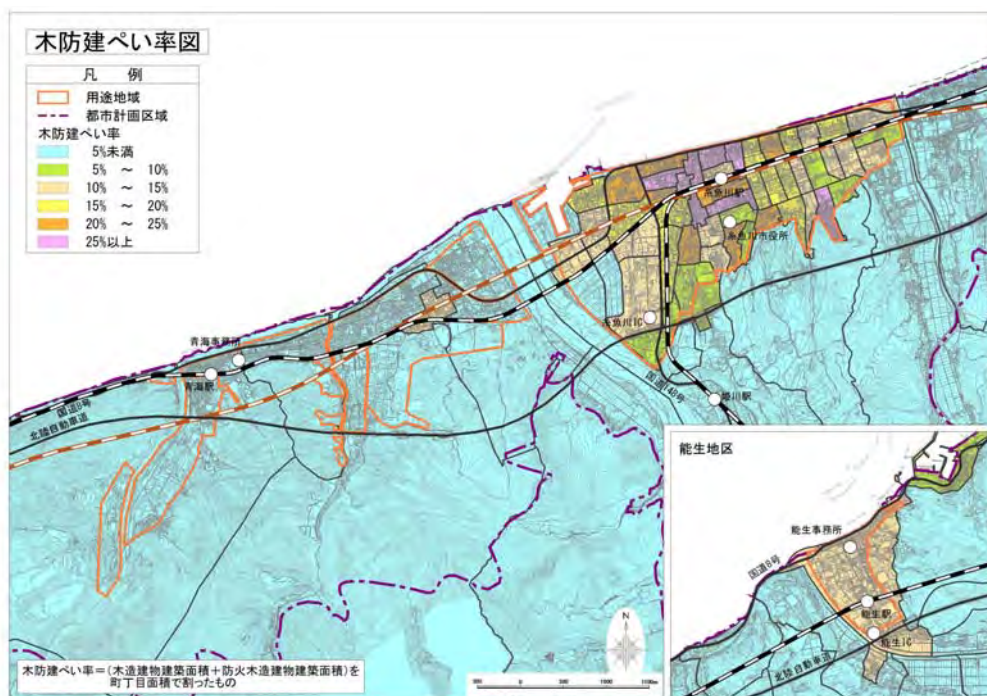
地区の燃え広がりにくさを表す不燃領域率を見ると、糸魚川駅や糸魚川市役所周辺など、木造の建築物が密集する地区の不燃領域率が40%未満と低くなっています。

また、燃えやすい地区を示す木防建ぺい率においても、糸魚川駅周辺などの木防建ぺい率が25%以上と高くなっています。



資料：糸魚川市調べ

図 不燃領域率の状況



資料：糸魚川市調べ

図 木防建ぺい率の状況

✓ 糸魚川駅及び糸魚川市役所周辺の火災発生時の危険性が高く、適切な対応が重要です。

第1章 糸魚川市の現状及び課題

2-7 都市機能*

注：2-7 都市機能について、公共交通利用圏内の立地については、図示されている施設をもとにコメントしています。

(1) 医療機能

本市に病院は糸魚川地域に2箇所、そのうち、用途地域*内には1箇所(全体の50.0%)あり、全ての病院が公共交通利用圏内に立地しています。

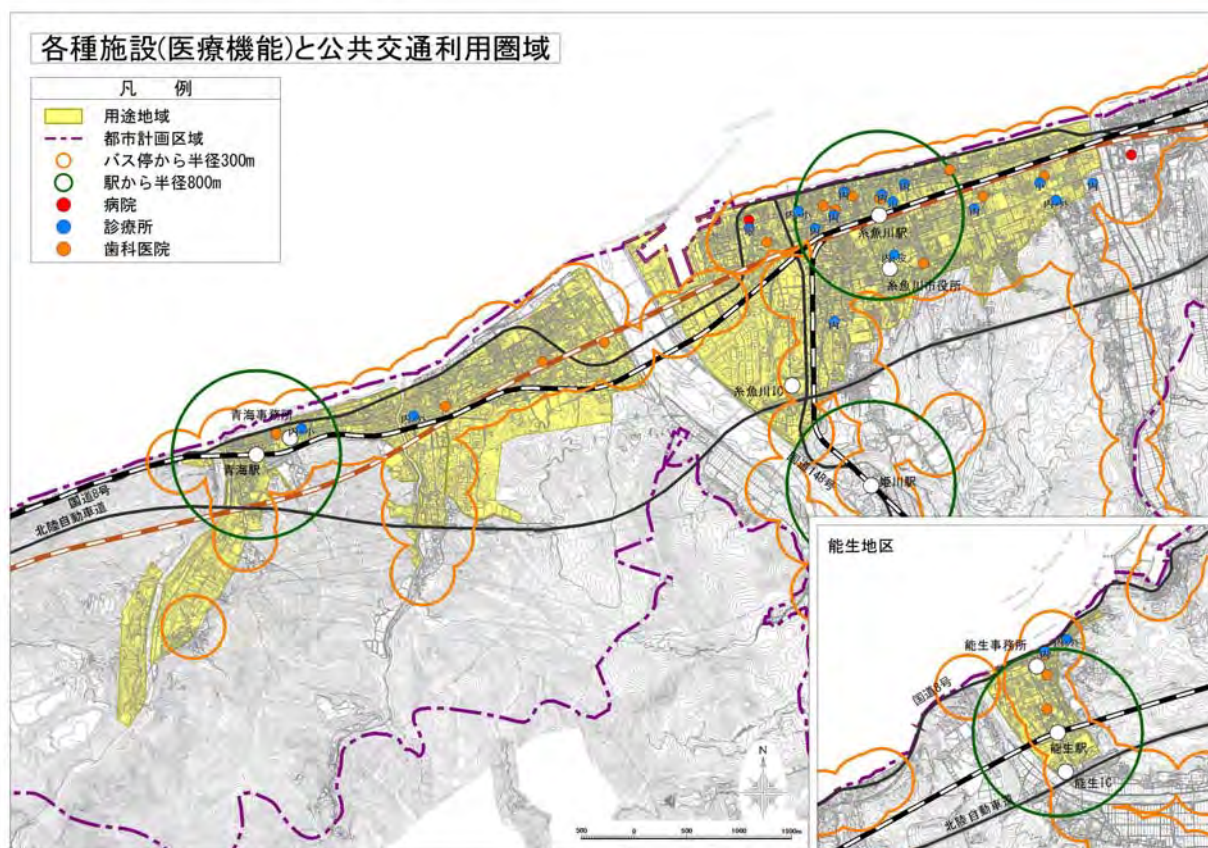
また、診療所は20箇所、そのうち、用途地域内には17箇所(全体の85.0%)あり、全ての診療所が公共交通利用圏内に立地しています。

このほか、歯科医院は20箇所、そのうち、用途地域内には17箇所(全体の85.0%)あり、全ての歯科医院が公共交通利用圏内に立地しています。

診療所や歯科医院については、糸魚川駅から半径800m圏内に比較的集積しています。

表 医療機能の施設数

| 施設の種類の | | 施設数 | | | | |
|--------|------|----------|-------|------|------|----|
| | | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 医療機関 | 病院 | 全件数 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 診療所 | 全件数 | 15 | 3 | 2 | 20 |
| | | うち、用途地域内 | 13 | 2 | 2 | 17 |
| | 歯科医院 | 全件数 | 13 | 3 | 4 | 20 |
| | | うち、用途地域内 | 10 | 3 | 4 | 17 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 医療機能配置図

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(2) 教育機能

本市に小学校は14箇所、そのうち、用途地域^{*}内には3箇所（全体の21.4%）あり、全ての小学校が公共交通利用圏内に立地しています。

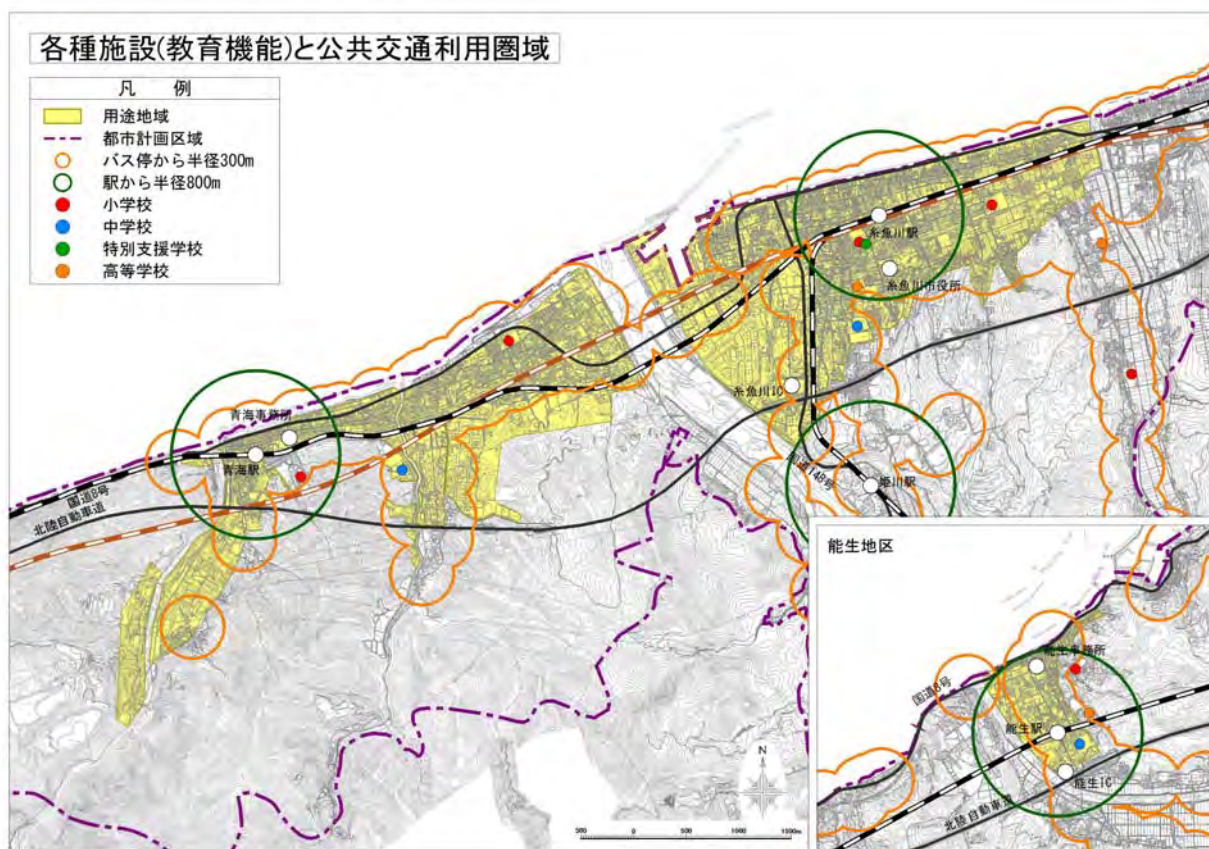
また、中学校は4箇所、そのうち、用途地域内には3箇所（全体の75.0%）あり、全ての中学校が公共交通利用圏内に立地しています。

特別支援学校は用途地域内に1箇所あり、公共交通利用圏内に立地しています。

このほか、高等学校は3箇所、そのうち、用途地域内には1箇所（全体の33.3%）あり、全ての高等学校が公共交通利用圏内に立地しています。

表 教育機能の施設数

| 施設の種類 | | 施設数 | | | | |
|-------|--------|----------|-------|------|------|----|
| | | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 教育機能 | 小学校 | 全件数 | 7 | 5 | 2 | 14 |
| | | うち、用途地域内 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| | 中学校 | 全件数 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 特別支援学校 | 全件数 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 高等学校 | 全件数 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 0 | 0 | 1 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 教育機能配置図

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(3) 子育て支援機能

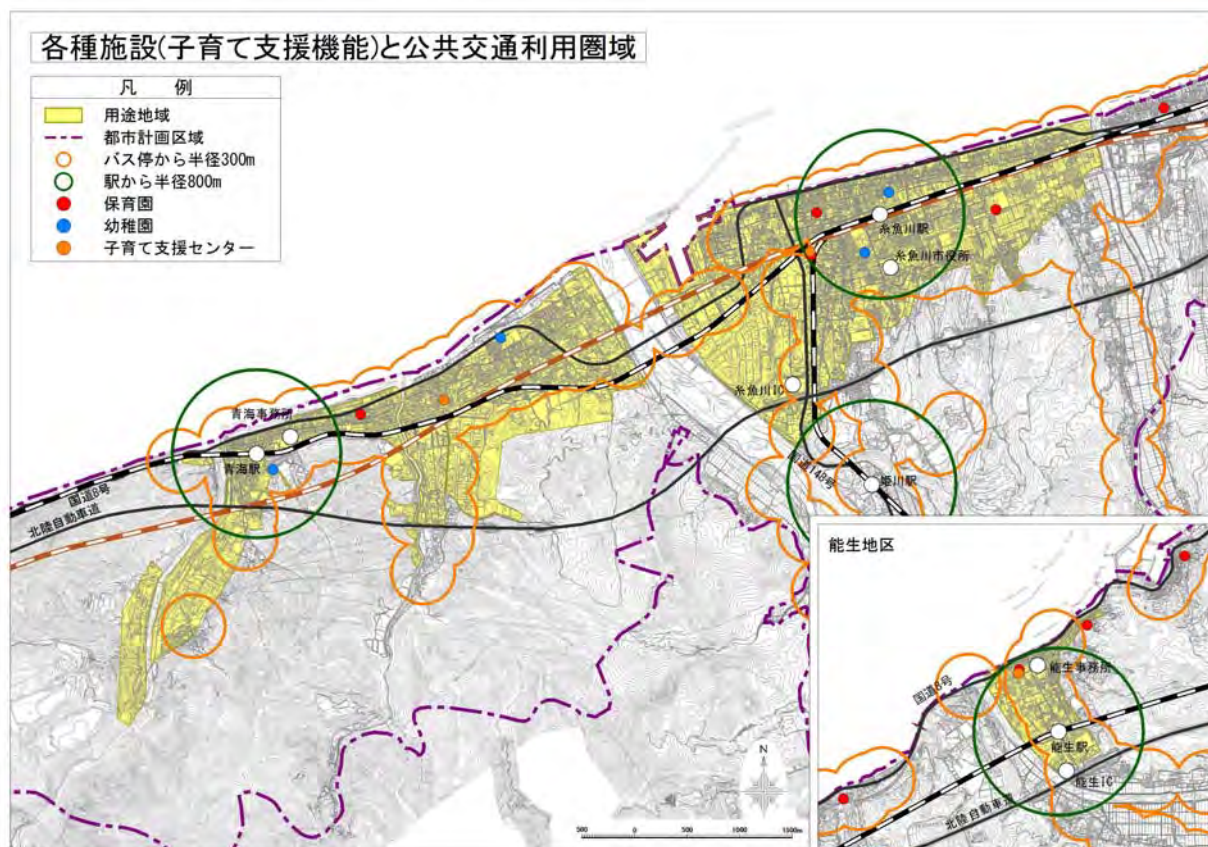
本市に保育園は18箇所、そのうち、用途地域^{*}内には5箇所（全体の27.8%）あり、能生地域の1箇所を除く保育園が公共交通利用圏内に立地しています。

また、幼稚園は4箇所、そのうち、用途地域内には4箇所（全体の100.0%）あり、全ての幼稚園が公共交通利用圏内に立地しています。

このほか、子育て支援センターは4箇所、そのうち、用途地域内には3箇所（全体の75.0%）あり、全ての子育て支援センターが公共交通利用圏内に立地しています。

表 子育て支援機能の施設数

| 施設の種類の | | 施設数 | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|------|------|----|
| | | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 子育て支援機能 | 保育園 | 全件数 | 10 | 7 | 1 | 18 |
| | | うち、用途地域内 | 3 | 1 | 1 | 5 |
| | 幼稚園 | 全件数 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| | | うち、用途地域内 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| | 子育て支援センター | 全件数 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 1 | 1 | 3 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 子育て支援機能配置図

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(4) 文化・交流・体育機能

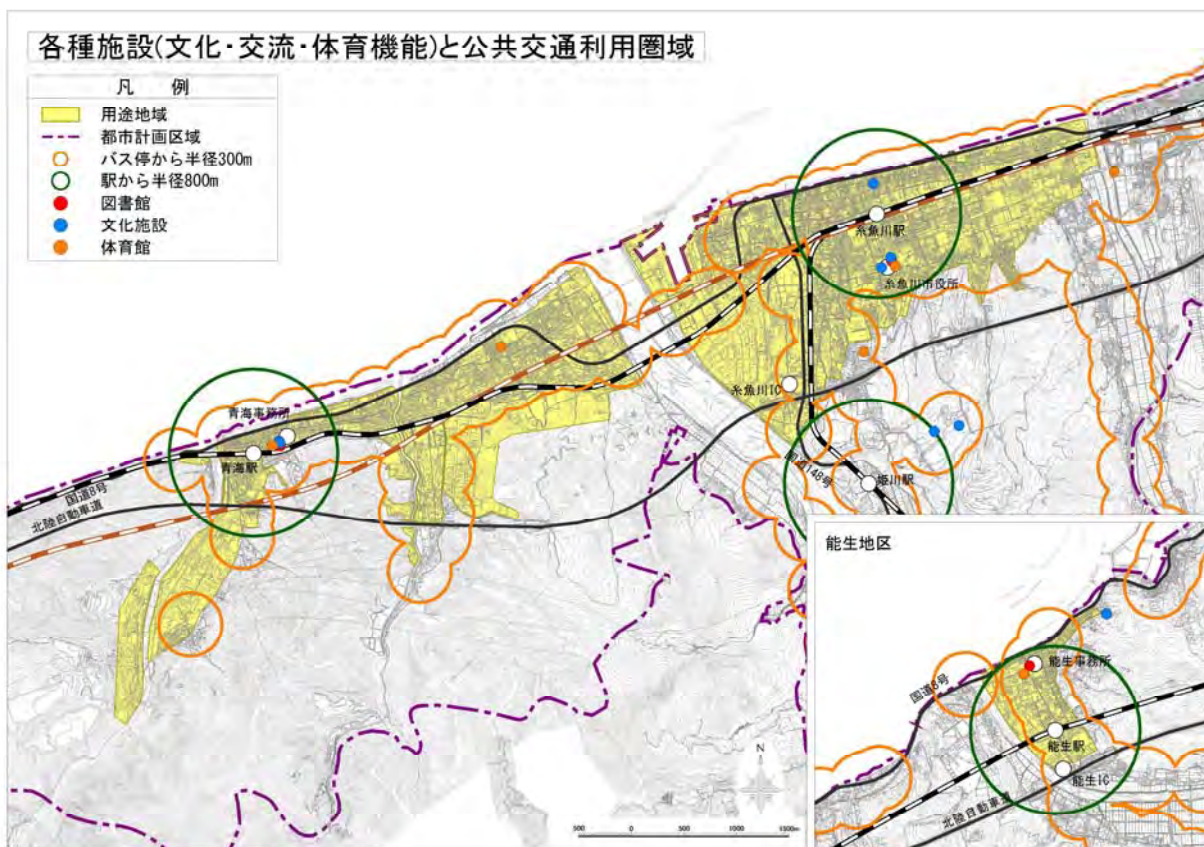
本市に図書館は3箇所、そのうち、用途地域*内には3箇所（全体の100.0%）あり、全ての図書館が公共交通利用圏内に立地しています。

また、文化施設は9箇所、そのうち、用途地域内には5箇所（全体の55.6%）あり、能生地域の1箇所を除く文化施設が公共交通利用圏内に立地しています。

このほか、体育館は11箇所、そのうち、用途地域内には4箇所（全体の36.4%）あり、全ての体育館が公共交通利用圏内に立地しています。

表 文化・交流・体育機能の施設数

| 施設の種類 | | 施設数 | | | | |
|------------|------|----------|-------|------|------|----|
| | | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 文化・交流・体育機能 | 図書館 | 全件数 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 文化施設 | 全件数 | 6 | 1 | 2 | 9 |
| | | うち、用途地域内 | 3 | 0 | 2 | 5 |
| | 体育館 | 全件数 | 8 | 1 | 2 | 11 |
| | | うち、用途地域内 | 1 | 1 | 2 | 4 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 文化・交流・体育機能配置図

第1章 糸魚川市の現状及び課題

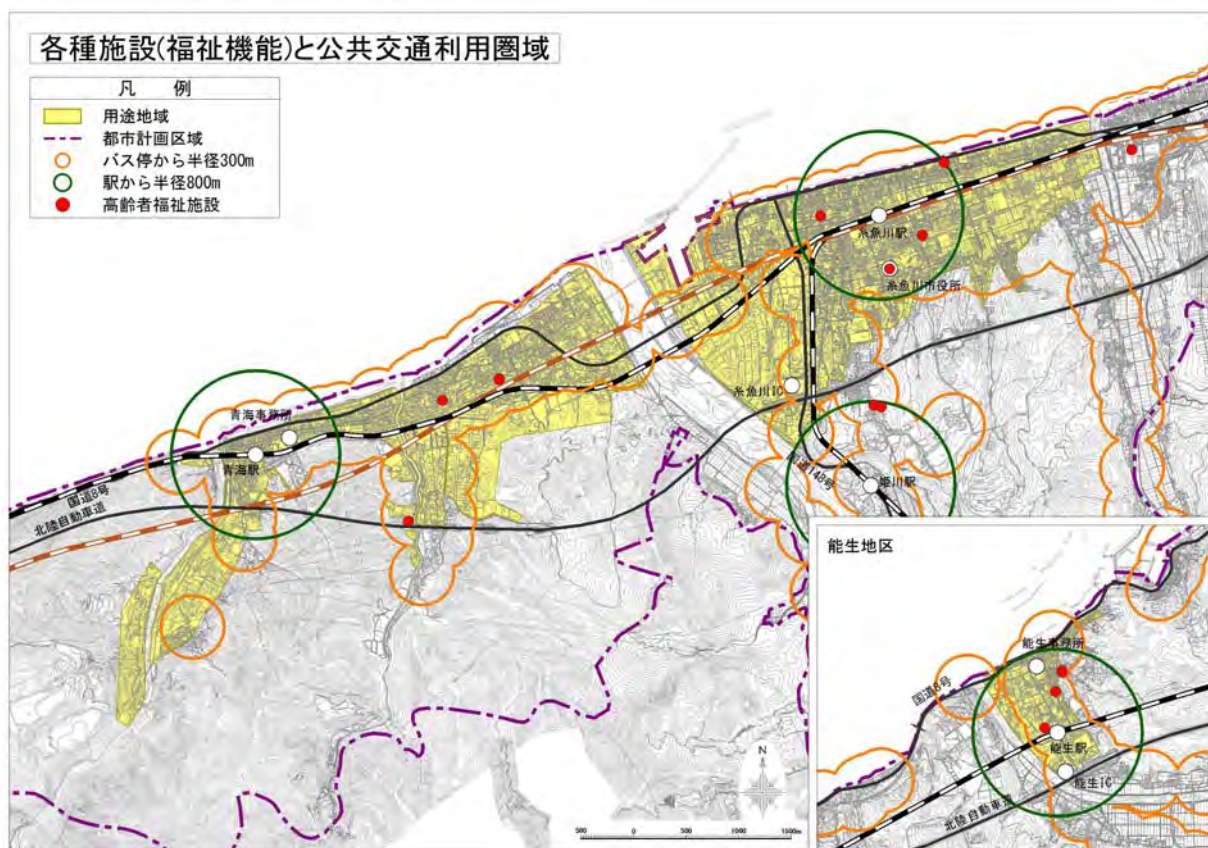
(5) 福祉機能

本市に福祉機能（高齢者福祉施設）は24箇所、そのうち、用途地域※内には10箇所（全体の41.7%）あり、全ての福祉機能（高齢者福祉施設）が公共交通利用圏域内に立地しています。

また、福祉機能（高齢者福祉施設）について、糸魚川駅や能生駅から半径800m圏域内には立地していますが、青海駅から半径800m圏域内には立地していません。

表 福祉機能の施設数

| 施設の種類 | 施設数 | | | | |
|-----------------|----------|-------|------|------|----|
| | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 福祉機能 高齢者福祉施設 | 全件数 | 12 | 8 | 4 | 24 |
| | うち、用途地域内 | 4 | 2 | 4 | 10 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 福祉機能配置図

第1章 糸魚川市の現状及び課題

(6) 商業・金融機能

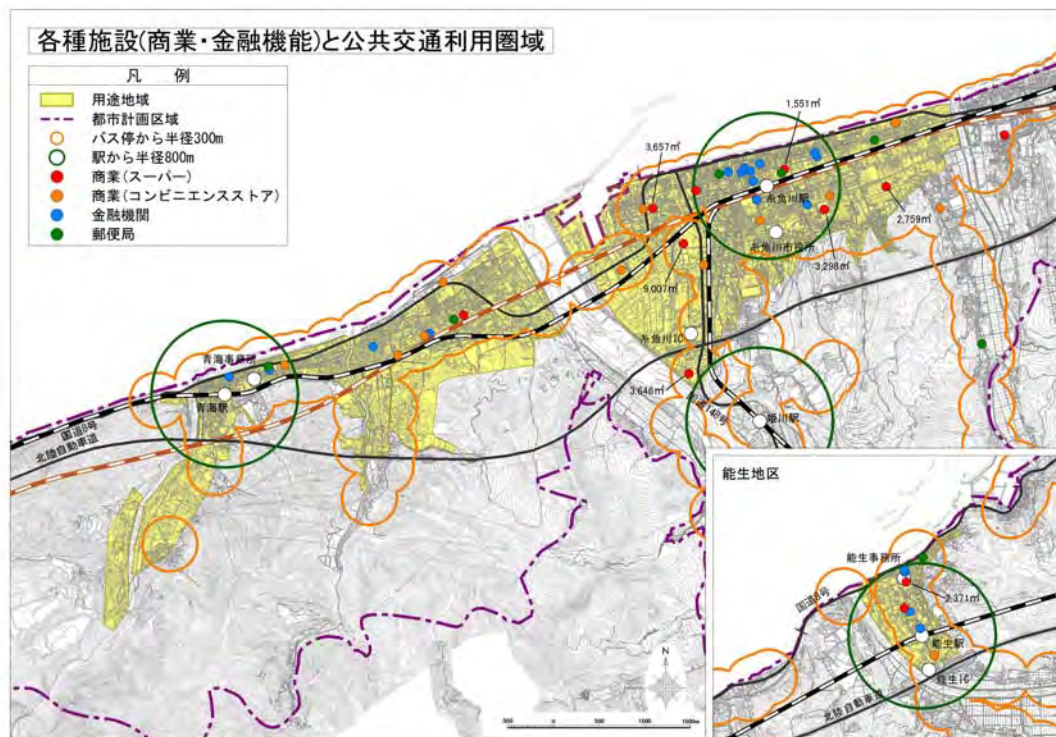
本市に商業施設(スーパー)は12箇所、そのうち、用途地域^{*}内には10箇所(全体の83.3%)あるとともに、商業施設(コンビニエンスストア)は17箇所、そのうち、用途地域内には10箇所(全体の58.8%)あり、全ての商業施設が公共交通利用圏域内に立地しています。

また、金融機関は23箇所、そのうち、用途地域内には18箇所(全体の78.3%)あり、全ての金融機関が公共交通利用圏域内に立地しています。このほか、郵便局20箇所、そのうち、用途地域内には6箇所(全体の30.0%)あり、全ての郵便局が公共交通利用圏域内に立地しています。

一方、主要3駅から半径800m圏域内の立地状況の比較では、青海駅周辺での商業施設の立地が少なくなっています。金融機関については、糸魚川駅から半径800m圏域内に比較的集積しています。

表 商業・金融機能の施設数

| 施設の種類 | | 施設数 | | | | |
|-------|---------------|----------|-------|------|------|----|
| | | 区域 | 糸魚川地域 | 能生地域 | 青海地域 | 計 |
| 商業機能 | 商業：スーパー | 全件数 | 9 | 2 | 1 | 12 |
| | | うち、用途地域内 | 7 | 2 | 1 | 10 |
| | 商業：コンビニエンスストア | 全件数 | 9 | 3 | 5 | 17 |
| | | うち、用途地域内 | 6 | 1 | 3 | 10 |
| 金融機能 | 金融機関 | 全件数 | 14 | 5 | 4 | 23 |
| | | うち、用途地域内 | 10 | 4 | 4 | 18 |
| | 郵便局 | 全件数 | 13 | 3 | 4 | 20 |
| | | うち、用途地域内 | 3 | 1 | 2 | 6 |



注：都市計画区域外の施設については、縁辺部の施設のみ図示しています。

資料：国土数値情報

図 商業・金融機能配置図

- ✓ 日常生活において身近な施設である診療所、歯科医院、スーパー、コンビニエンスストア、銀行等は、大半が用途地域内に立地しており、中心部だけでなく広い範囲に立地しています。
- ✓ また、図書館、文化施設、体育館といった拠点性の高い施設は、主要3駅周辺をはじめとする中心部に立地しています。